

松 崎 町

公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画

平成29年3月

静岡県松崎町

目 次

1	公共施設等総合管理計画について	1
2	松崎町の概要	3
3	公共施設等の現況及び将来の見通し	4
3-1	人口の推移	4
3-2	財政の状況	6
3-3	公共建築物の現況	11
3-4	公共土木施設の現況	17
3-5	今後の見通し	20
4	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	26
4-1	基本的な考え方	26
4-2	公共建築物に関する方針	27
4-3	公共土木施設に関する方針	33
5	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	36
5-1	公共建築物に関する方針	36
5-2	公共土木施設に関する方針	42
6	計画の推進に向けて	44

1 公共施設等総合管理計画について

(1) 計画策定の背景と目的

松崎町（以下、「本町」という。）は、温暖な気候と豊かな自然環境の中で、国の重要文化財である『重要文化財岩科学校』をはじめとした歴史や伝統と、美しい景観や街並み、温泉などの資源ある町です。

本町では、平成25年3月に「松崎町第5次総合計画」を策定し、その中で10年後の本町の目指す将来像として「一人ひとりが主役となり活力とやすらぎと感動のあるまち」を定め、まちづくりを進めています。

しかしながら、本町においては人口減少が続いている一方で、本町の行政サービスを支える公共建築物や公共土木施設（以下、「公共施設等」という。）が修繕・更新時期を迎えており、本町の公共施設等を取り巻く環境は、一層厳しい状況になっていくことが予測されます。

国においても、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26年4月には「公共施設等総合管理計画」の策定に関する総務大臣通知が出されるなど、公共施設等に関して総合的かつ計画的な取組が求められています。

そのため、本町が保有する公共施設等の全体の現況、課題等を整理・分析し、施設に対する安全性の確保、機能性の維持及び長寿命化等を図ることを目的に、総合的・長期的な視点から計画的な施設の管理に関する基本的な方針を定める「松崎町公共施設等総合管理計画」を策定します。

(2) 計画の期間

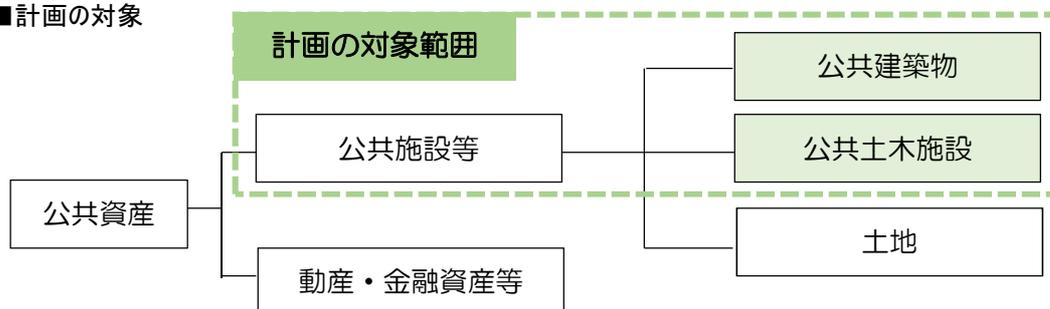
計画の期間は、平成29年度から平成68年度までの40年間とし、人口や財政状況の見直し等の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間：平成29年度から平成68年度までの40年間

(3) 計画の対象

本計画では、本町が保有または管理する公共資産のうち、動産、土地を除く、全ての公共建築物及び公共土木施設を対象とします。

■計画の対象

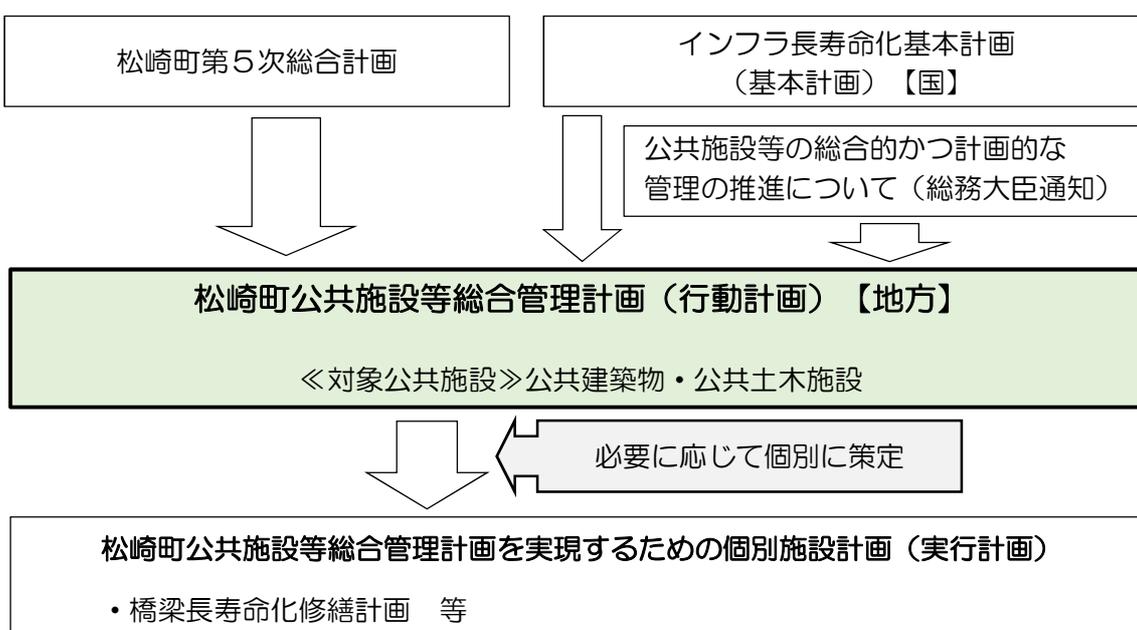


(4) 計画の位置づけ

本計画は、「松崎町第5次総合計画（平成25年3月）」を上位計画とし、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）による公共施設等総合管理計画の策定要請の内容を踏まえたものとし、公共施設等の総合的・長期的な視点から計画的な施設の管理に関する基本的な方針を定める計画とします。

なお、本計画を上位計画として、必要に応じて施設類型別の個別施設を対象とした維持管理に関する計画（個別施設計画）を策定するものとし、公共施設マネジメントの推進を図ります。

■計画の位置づけ及び計画体系



2 松崎町の概要

(1) 地勢

本町は、北・東・南の三方を天城山系に囲まれ、西は駿河湾に面した伊豆半島西海岸の南部に位置し、東西14.448 km、南北11.304 kmからなる総面積85.19 km²の町で、北は西伊豆町、東は河津町と下田市、南は南伊豆町に接しています。

町域の8割を山林原野が占め、町の中央を流れる那賀川、岩科川の流域には約500haの耕地をもつ伊豆西海岸最大の平野を形成しています。松崎港から南へ連なる海岸線は、富士箱根伊豆国立公園や名勝地伊豆西南海岸に指定されており、黒潮が打ち寄せる海岸は砂浜や岩礁など彩りに富み、松崎・岩地・石部・雲見の漁港、岩地海岸・石部海岸・雲見海岸等の海水浴場があります。また、三浦地区（岩地・石部・雲見）には温泉（三浦温泉）もあり、中心部の松崎温泉、東部の大沢温泉などの温泉地も有しています。

また、一年を通して温暖な気候を有しています。

■松崎町の位置



(2) 沿革

本町は、明治22年の町村制施行により、松崎村（松崎・江奈・桜田・伏倉・宮内）、中ノ郷村（小杉原・明伏・池代・大沢・峰輪・門野・船田・吉田・南郷・建久寺・那賀）、岩科村（岩科・道部・岩地・石部・雲見）として発足しました。その後、中ノ郷村は中川村へ、松崎村は松崎町へと、それぞれ改称しました。

さらに、昭和30年3月31日に松崎町と中川村が合併して新たな松崎町となり、翌31年6月1日に岩科村と合併し、現在の松崎町が誕生しました。

3 公共施設等の現況及び将来の見通し

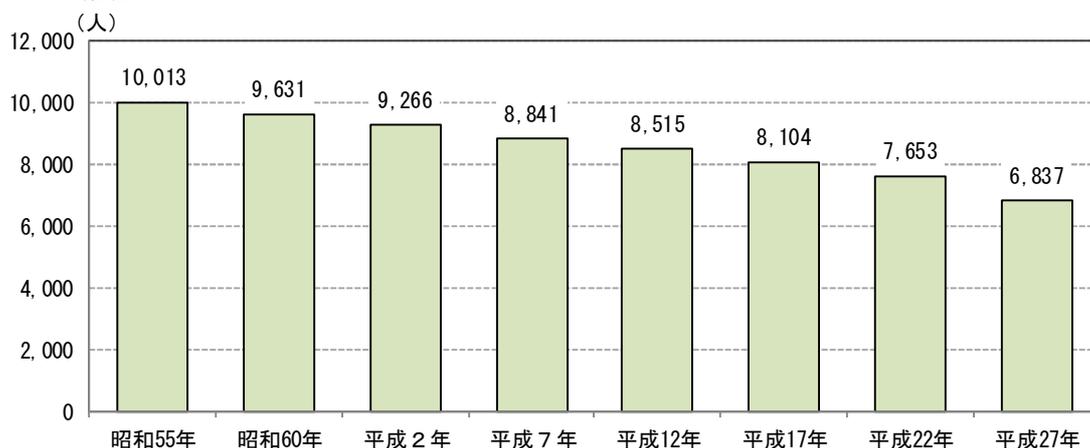
3-1 人口の推移

(1) 人口の推移

本町の人口は、昭和55年では1万人を超えていましたが、一貫して減少傾向にあり、平成27年国勢調査では6,837人と、35年間で3,176人減少しています。

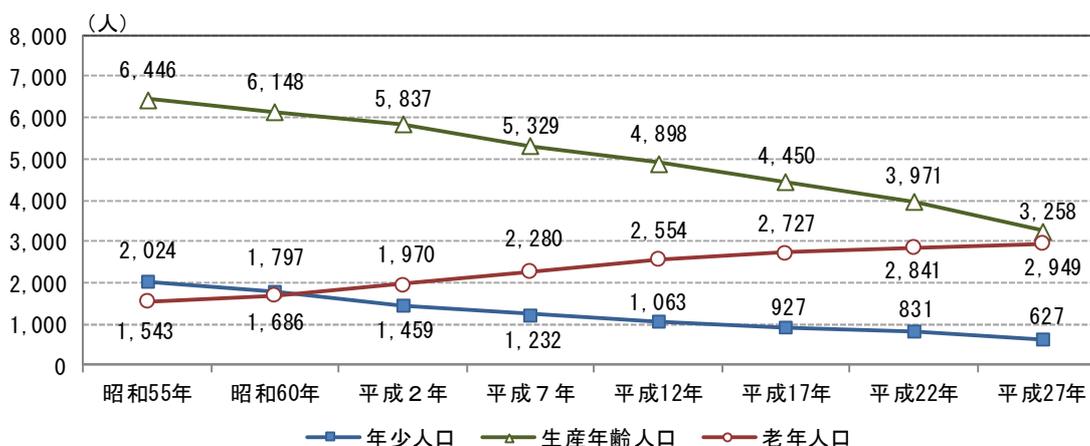
年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は一貫して減少しており、老年人口（65歳以上）は一貫して増加しています。生産年齢人口は、昭和55年では6,446人でしたが平成27年には3,258人と約半数に、年少人口は昭和55年では2,024人でしたが平成27年には627人と、昭和55年の約3割にまで減少しています。年齢3区分別人口割合においても、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少していますが、老年人口割合は増加しており、平成27年の老年人口割合は42.0%となっています。

■人口の推移



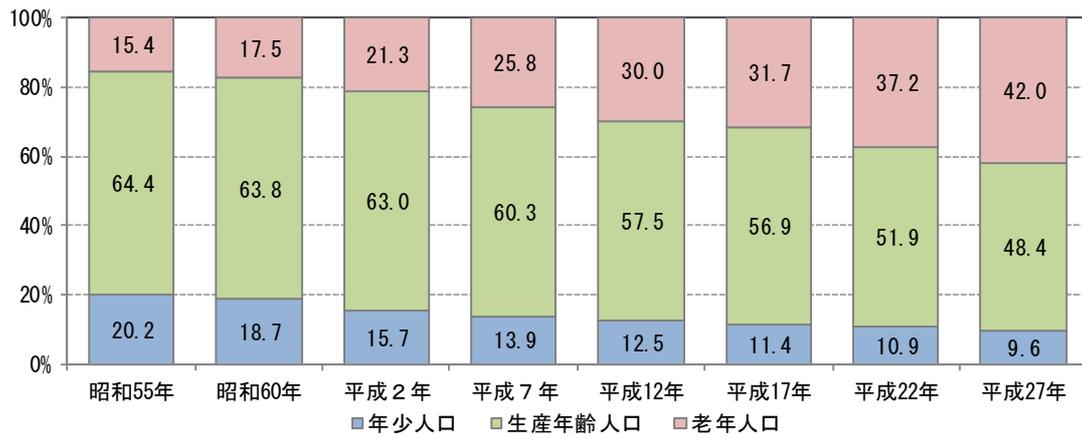
資料:国勢調査

■年齢3区分別人口の推移



資料:国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移



資料:国勢調査

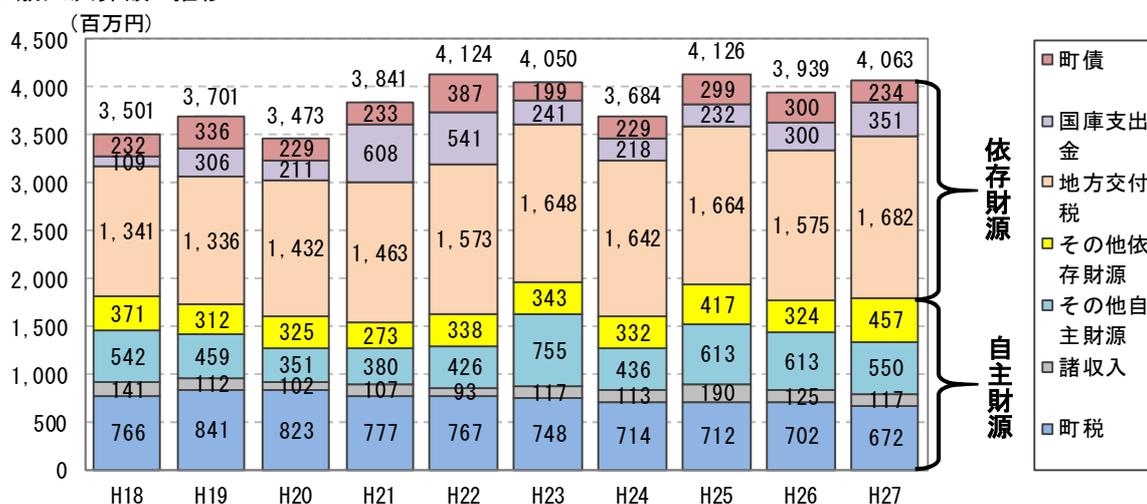
3-2 財政の状況

(1) 歳入

平成18年度から平成27年度までの普通会計決算の歳入は約35～41億円で推移しており、過去10年間の平均額は約38.5億円/年となっています。このうち町税は、平成19年度以降減少が続いており、平成19年度は約8.4億円でしたが、平成27年度は約6.7億円と、約1.7億円減少しています。

町税等の自主財源と、地方交付税等の依存財源の割合をみると、平成27年度は、歳入全体に占める自主財源の比率は32.9%と、平成18年度から平成27年度までの10年間においては平成22年度の31.2%に次いで低い割合となっています。

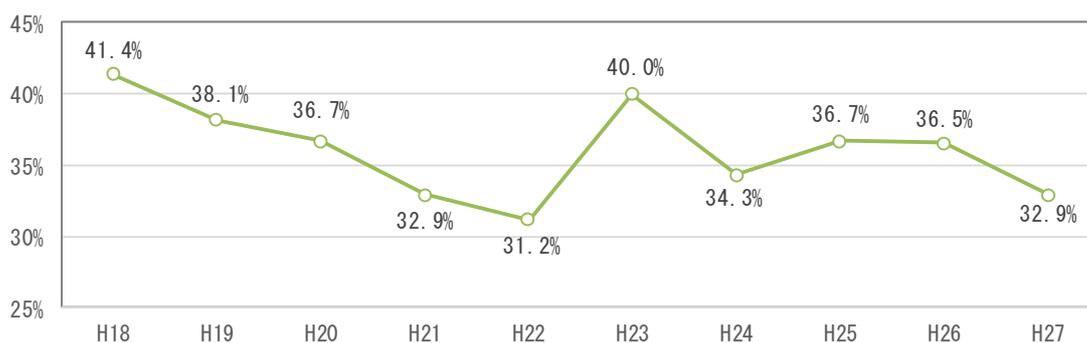
■歳入決算額の推移



注: 端数処理の関係で、内訳と合計が一致しない年度がある

出典: 松崎町 歳入歳出決算

■自主財源比率の推移



出典: 松崎町 歳入歳出決算

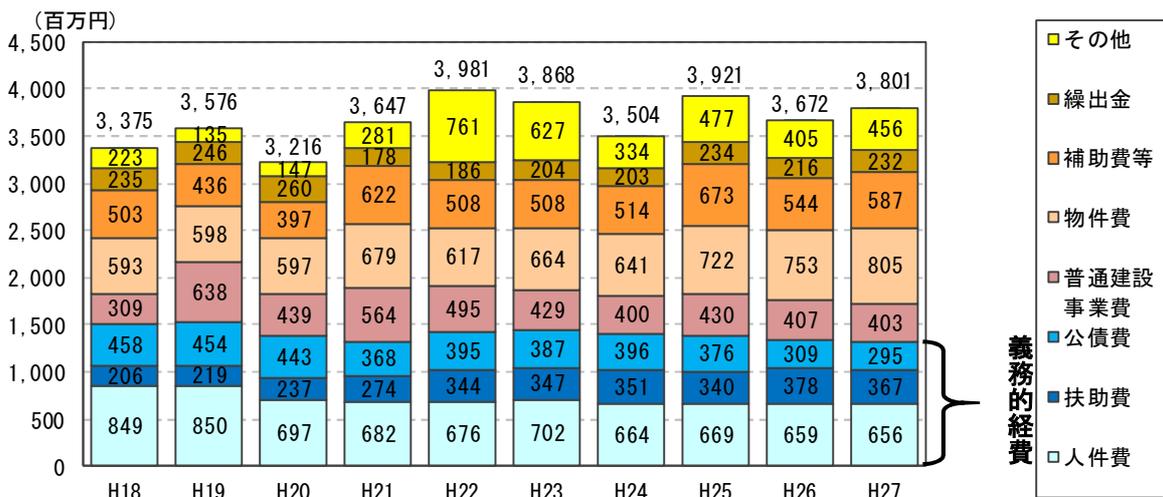
普通会計	地方公共団体ごとに会計区分が一樣ではないことから、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分で、一般会計と特別会計のうち公営事業会計(上水道・下水道等)や国民健康保険事業特別会計等以外の会計を一つの会計としてまとめたもの。
自主財源	町が自主的に収入できる歳入のことで、町税、分担金・負担金、使用料・手数料、諸収入、財産収入、寄付金、繰入金などがある。
依存財源	町が自主的に収入できない歳入のことで、国庫支出金、県支出金、交付金、町債などがある。

(2) 歳出

平成18年度から平成27年度までの普通会計決算の歳出は約32～40億円で推移しており、過去10年間の平均額は約36.6億円/年となっています。このうち人件費は、平成19年度は約8.5億円でしたが、平成27年度は約6.6億円と約1.9億円減少している一方、扶助費は、平成18年度は約2.1億円でしたが、平成27年度は約3.7億円と約1.6億円増加しています。

歳出のうち、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）は約13～15億円で推移していますが、歳出に占める義務的経費の割合は、平成18年度は44.8%でしたが、平成27年度は34.7%と大きく減少しています。

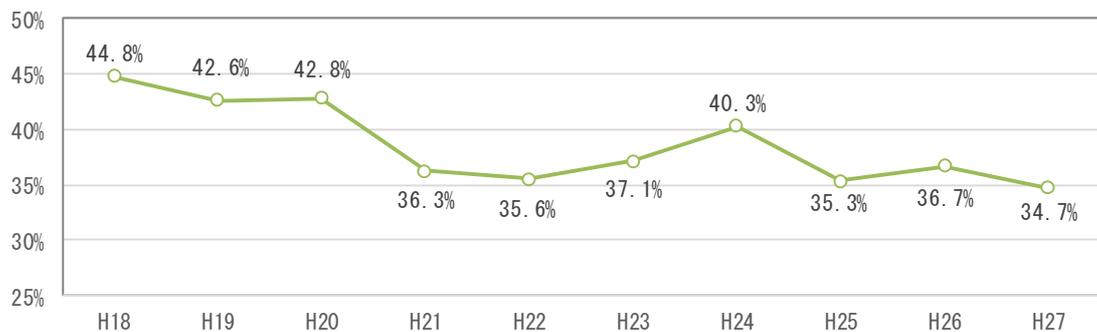
■歳出決算額の推移



注：端数処理の関係で、内訳と合計が一致しない年度がある

出典：松崎町 歳入歳出決算

■歳出に占める義務的経費の割合の推移



出典：松崎町 歳入歳出決算

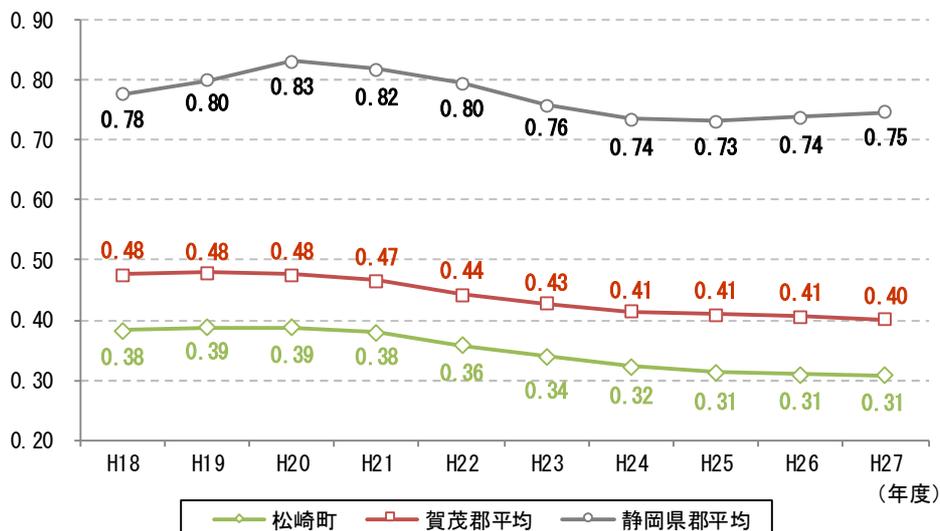
義務的経費 | 法令の規定あるいはその性質上支出が義務付けられているもので任意では削減できない経費であり、人件費・扶助費・公債費が該当する。

(3) 指標からみた財政状況

① 財政力指数

財政力指数（3か年平均）は、平成19年度以降下降し、平成27年度は0.31ポイントとなっており、静岡県内郡平均の0.75と比べて0.44ポイント、賀茂郡平均の0.40と比べて0.09ポイント低い水準であり、静岡県内の町では最も低くなっています。

■ 財政力指数の推移



※「静岡県郡部平均」は、基準財政需要額、基準財政収入額の加算による加重平均値

出典：静岡県 県内市町における財政力指数

■ 町別財政力指数(平成27年度)

町名	財政力指数	町名	財政力指数	町名	財政力指数
賀茂郡 松崎町	0.31	賀茂郡 西伊豆町	0.34	駿東郡 清水町	0.97
東伊豆町	0.65	田方郡 函南町	0.77	長泉町	1.28
河津町	0.38	榛原郡 吉田町	0.95	小山町	0.93
南伊豆町	0.32	川根本町	0.38	周知郡 森町	0.61

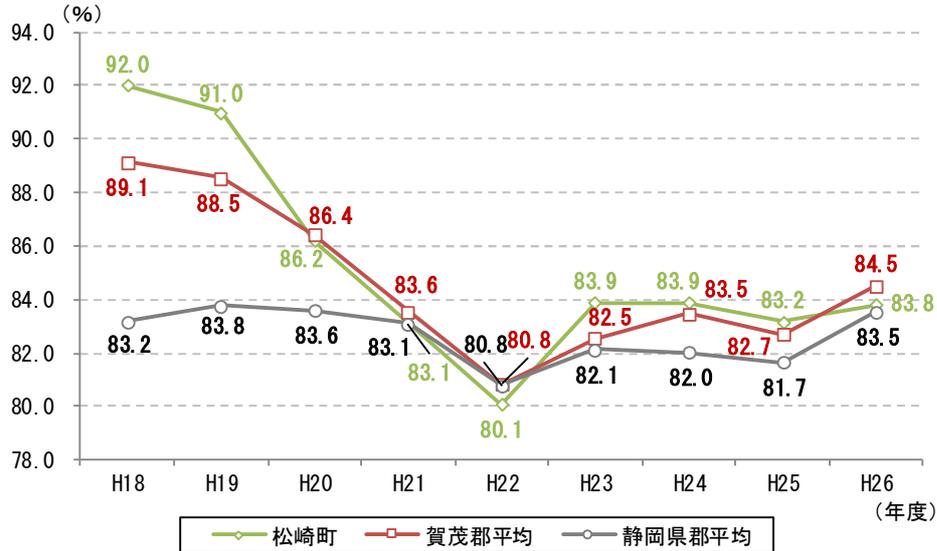
出典：静岡県 県内市町における財政力指数

財政力指数 | 地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値。この数値が1に近く、あるいは1を超えるほど余裕財政を保有していることになり、単年度の指数が1を超えると普通交付税は交付されなくなる。

② 経常収支比率

経常収支比率は、平成18年度は92.0%と高い水準でしたが、平成22年度は80.1%と平成18年度と比べて11.9ポイント下がりました。しかし、平成23年度以降は再び悪化傾向となり、平成26年度は83.8%と、賀茂郡平均の84.5%、静岡県郡部平均の83.5%とほぼ同様となっています。

■経常収支比率の推移



出典:総務省 市町村決算状況

■町別経常収支比率(平成26年度)

町名	経常収支比率	町名	経常収支比率	町名	経常収支比率
賀茂郡 松崎町	83.8	賀茂郡 西伊豆町	83.0	駿東郡 清水町	83.8
東伊豆町	84.9	田方郡 函南町	88.8	長泉町	69.8
河津町	85.2	榛原郡 吉田町	85.8	小山町	79.6
南伊豆町	85.8	川根本町	86.2	周知郡 森町	85.8

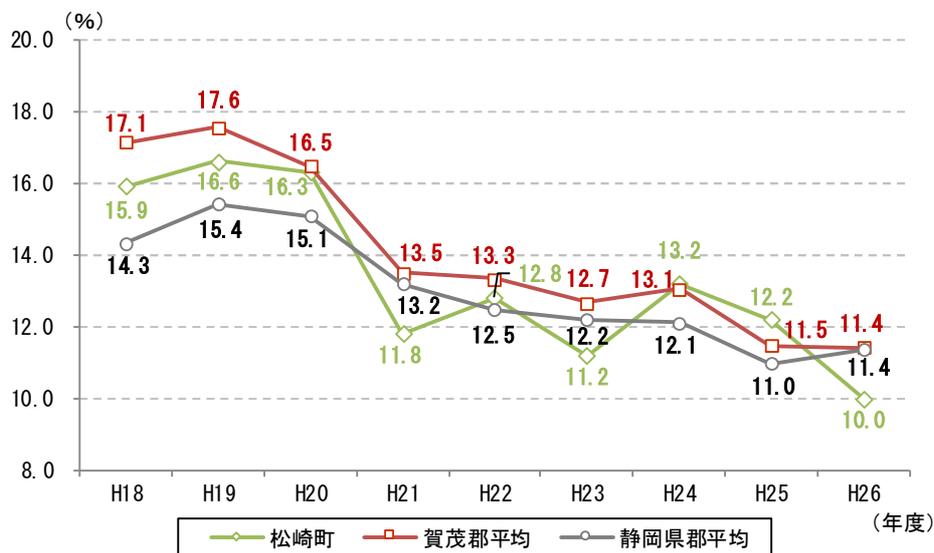
出典:総務省 市町村決算状況

経常収支比率 | 財政の弾力性を示す比率で、この比率が低いほど、新たな行政需要の発生や経済変動に対処できないことを示す。

③ 公債費負担比率

公債費負担比率は、平成20年度までは15%を超えて推移していましたが、平成21年度に11%台まで低下し、平成26年度では10.0%となっており、静岡県郡部平均と賀茂郡平均と比べて、1.4ポイント低い水準となっています。

■公債費負担比率の推移



出典:総務省 市町村決算状況

■町別公債費負担比率(平成26年度)

町名	公債費負担比率	町名	公債費負担比率	町名	公債費負担比率
賀茂郡 松崎町	10.0	賀茂郡 西伊豆町	12.0	駿東郡 清水町	11.2
東伊豆町	11.8	田方郡 函南町	12.5	長泉町	4.5
河津町	11.1	榛原郡 吉田町	10.3	小山町	14.1
南伊豆町	12.2	川根本町	17.7	周知郡 森町	9.0

出典:総務省 市町村決算状況

公債費負担比率 | 公債費充当一般財源(地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源)が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するもの。

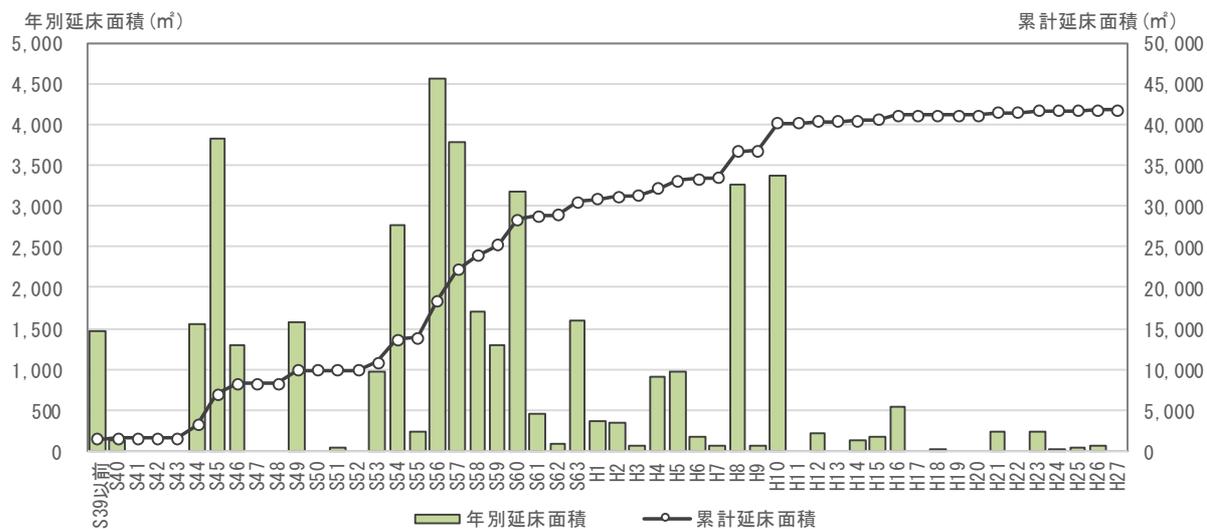
3-3 公共建築物の現況

(1) 公共建築物の整備状況と保有量の推移

平成28年3月末現在、本町が保有する公共建築物は98施設で、累計延床面積は41,760.04㎡となっています。建築年別延床面積では、昭和56年が4,557.07㎡で最も多く、次いで、昭和45年が3,823.80㎡、昭和57年が3,778.05㎡となっています。

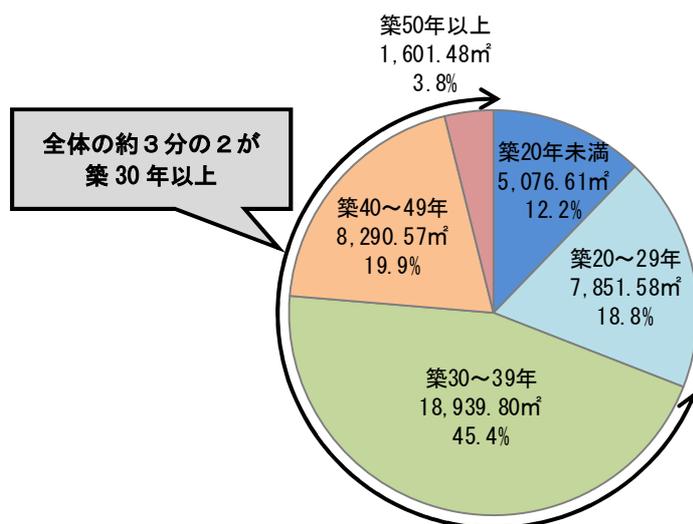
建築年区分別の延床面積の割合をみると、築30年～39年が45.4%で最も多く、次いで築40～49年が19.9%であり、築50年以上の3.8%を合わせた築30年以上では69.1%と、全体の約3分の2が築30年以上となっています。

■ 公共建築物の整備状況と保有量の推移



出典：松崎町 固定資産台帳

■ 建築年区分別延床面積割合



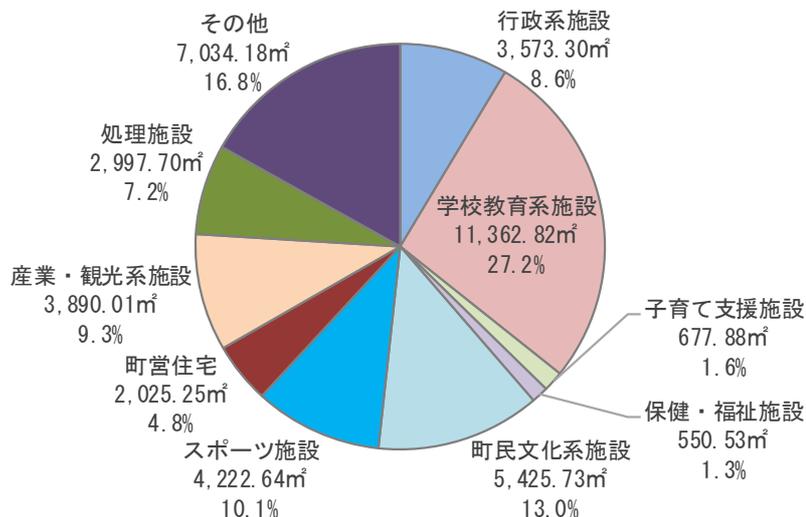
出典：松崎町 固定資産台帳

(2) 施設別の状況

施設別の延床面積割合をみると、学校教育系施設が27.2%で最も多く、次いでその他が16.8%、町民文化系施設が13.0%、スポーツ施設が10.1%となっています。

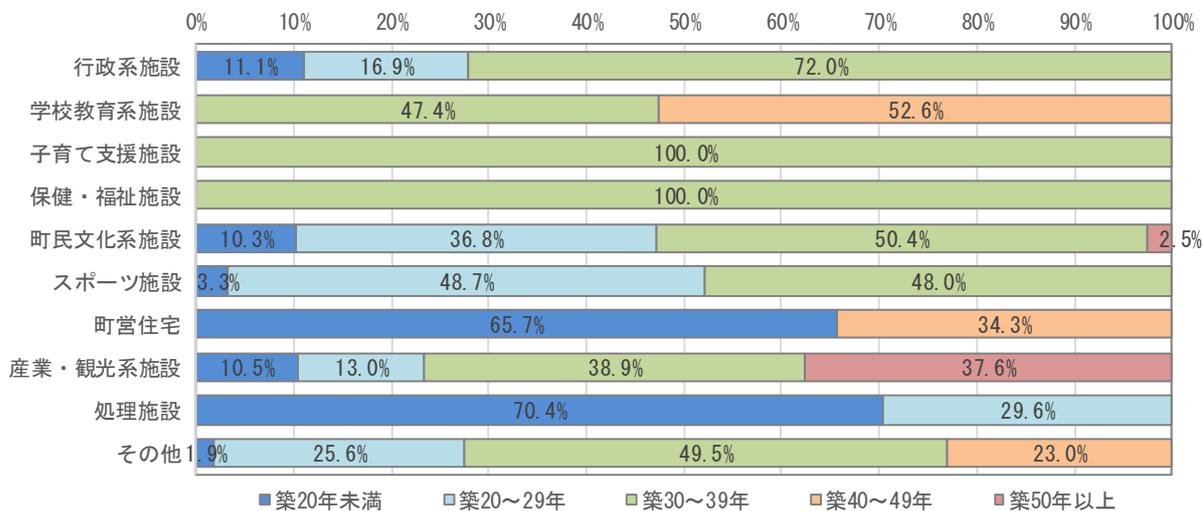
施設別建築年区分別でみると、学校教育系施設では5割以上が築40年以上となっている一方で、スポーツ施設、町営住宅、処理施設では、半数以上が築30年未満となっています。

■施設分類別延床面積割合



出典：松崎町 固定資産台帳

■施設分類別建築年区分別延床面積割合

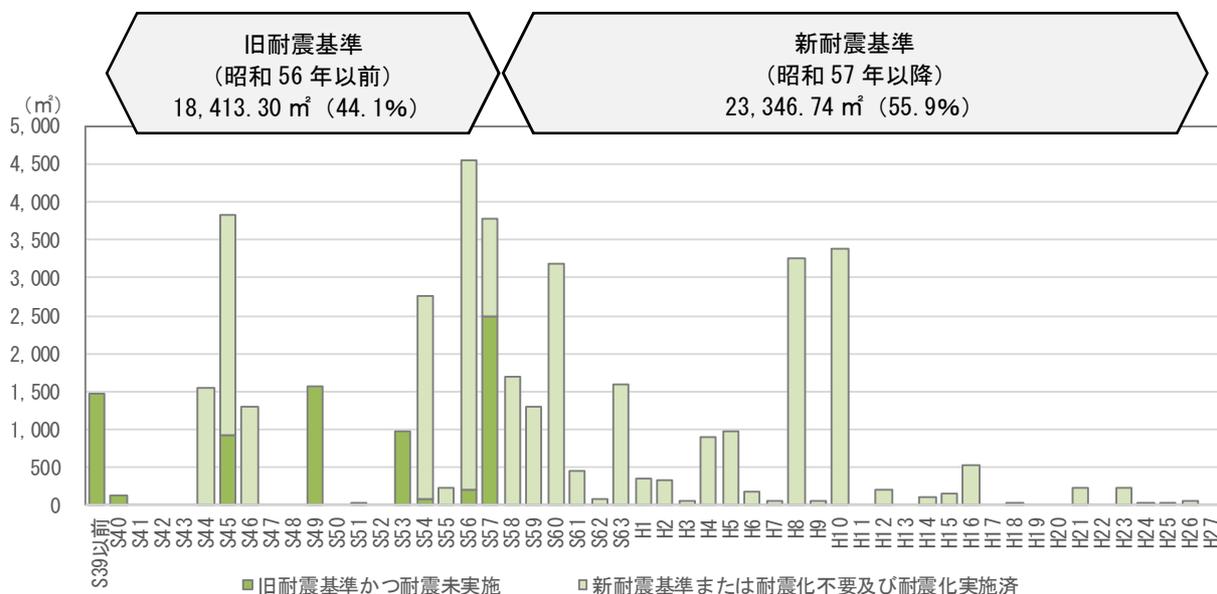


出典：松崎町 固定資産台帳

(3) 耐震化の状況

本町の公共建築物のうち、約4割が昭和56年以前の旧耐震基準で建設されていますが、学校を中心として耐震補強工事を進めています。しかし、使用していない旧三浦小学校などが耐震性を満たしていないことから、現在の耐震化率は81.1%となっています。

■ 公共建築物の耐震化の状況



出典: 松崎町 固定資産台帳

(4) 他自治体との連携

本町では、以下の項目について、他自治体と連携して行政サービスを展開しています。

■ 他自治体との連携

消防	下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の1市4町で下田地区消防組合を運営しています。
斎場	西伊豆町に委託しており、本町にはありません。
病院	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の1市5町で下田メディカルセンターを運営しています。
し尿処理	松崎町と西伊豆町の2町で西豆衛生プラントを運営しています。
消費生活センター	静岡県、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町で賀茂広域消費生活センターを運営しています。

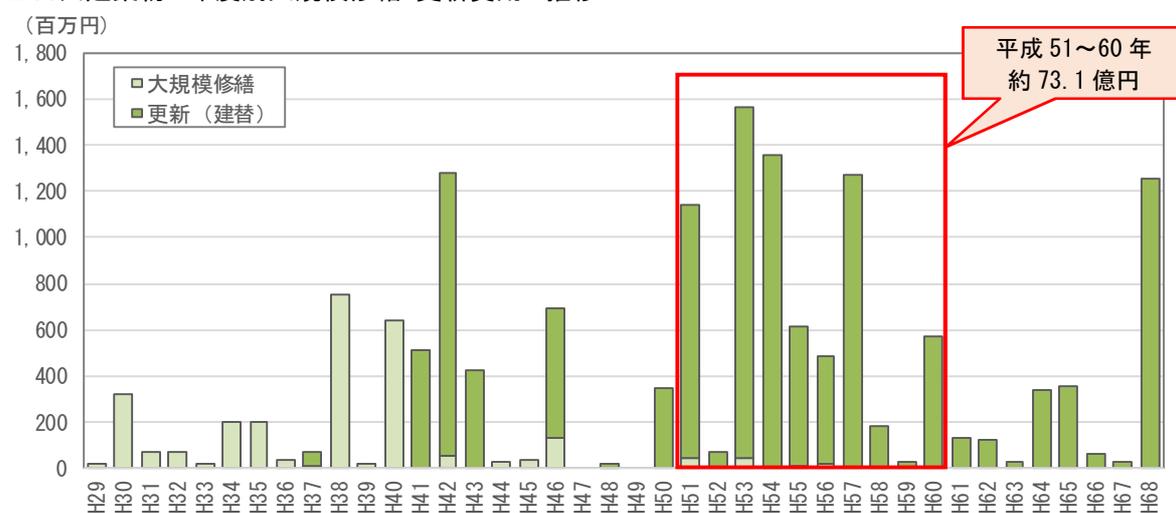
(6) 公共建築物の年度別大規模修繕・更新費用

歴史的建築物である重要文化財岩科学校、伊豆文邸（土蔵物置）及び明治商家中瀬邸を除いた全ての公共建築物において、建築後30年に大規模修繕を実施し、建築後60年に現在と同規模で更新（建替）を実施するとした場合、今後40年間（平成29年度から平成68年度まで）における大規模修繕及び更新（建替）にかかる費用は、大規模修繕が約27.7億円、更新（建替）費用が約126.7億円で、合計約154.3億円の費用がかかると推計されます。

特に、平成51年度から平成60年度までの10年間では約73.1億円と、他の年度に比べて集中しています。

なお、平成28年度以前に築30年が経過していても大規模修繕を実施していない建物もあることから、実際の費用はさらに増加することが想定されます。

■公共建築物の年度別大規模修繕・更新費用の推移



注) 現在築 30 年以上経過していても大規模修繕を実施していない建物の大規模修繕費用は含んでいない。

※大規模修繕及び更新（建替）の単価は、以下の通りとします。

種類	大規模修繕 (千円/㎡)	更新 (千円/㎡)	種類	大規模修繕 (千円/㎡)	更新 (千円/㎡)
行政系施設	250	400	スポーツ施設	200	360
学校教育系施設	170	330	町営住宅	170	280
子育て支援施設	170	330	産業・観光系施設	250	400
保健・福祉施設	200	360	供給施設	200	360
町民文化系施設	250	400	その他	200	360

注) 種類及び単価は、(一財)地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10に基づく

3-4 公共土木施設の現況

(1) 公共土木施設の保有状況

本町が保有又は管理する公共土木施設は、以下の通りです。

① 道路（農道・林道を含む）

本町が管理する道路は、実延長282,876mで、このうち町道が236,612m、農道が31,352m、林道が14,912mです。

このうち、町道の道路敷面積は886,075㎡で、うち車道面積は298,124㎡となっています。

② 橋梁（町道橋）・トンネル

本町が管理する橋梁（町道橋）は149橋です。また、トンネルを1箇所（延長31.10m）管理しています。

③ 河川

本町が管理する河川は146,145mで、準用河川が16,502m、普通河川が129,643mとなっています。

④ 公園

本町が管理する公園は、21世紀の森、牛原山町民の森（約6.2ha）の他に、児童遊園が7箇所の計9箇所あります。

■児童遊園一覧

名称	面積（㎡）	名称	面積（㎡）
松崎児童遊園	550	大沢児童遊園	300
宮内児童遊園	300	池代児童遊園	2,656
伏倉児童遊園	108	建久寺児童遊園	24
小杉原児童遊園	108		

⑤ 上水道

本町の上水道は、管路が52,904mの他に、浄水場4箇所、ポンプ場5箇所、配水池13箇所を管理しています。

■上水道施設一覧

浄水場	ポンプ場	配水池		
八木山浄水場	江奈ポンプ場	峰輪配水池	石部配水池	門野配水池
池代浄水場	大沢ポンプ場	江奈配水池	小杉原配水池	池代配水池
小杉原浄水場	牛原山ポンプ場	伏倉配水池	仲嶋配水池	八木山配水池
雲見浄水場	柳原ポンプ場	岩地配水池	千貫門配水池	
	石部ポンプ場	峰配水池	入谷配水池	

⑥ 下水道

本町の農業集落排水、漁業集落排水は、管路が約 8 k m の他に、集落排水処理施設としてのし尿処理場が 3 箇所（岩地漁業集落排水、石部農業集落排水、雲見漁業集落排水）あります。

⑦ 温泉施設

本町では、温泉施設として、送配湯管が 15,371 m、配湯所 2 箇所、貯湯槽 4 箇所（第 1 配湯所に 3 槽、第 2 配湯所に 1 槽）を管理しています。

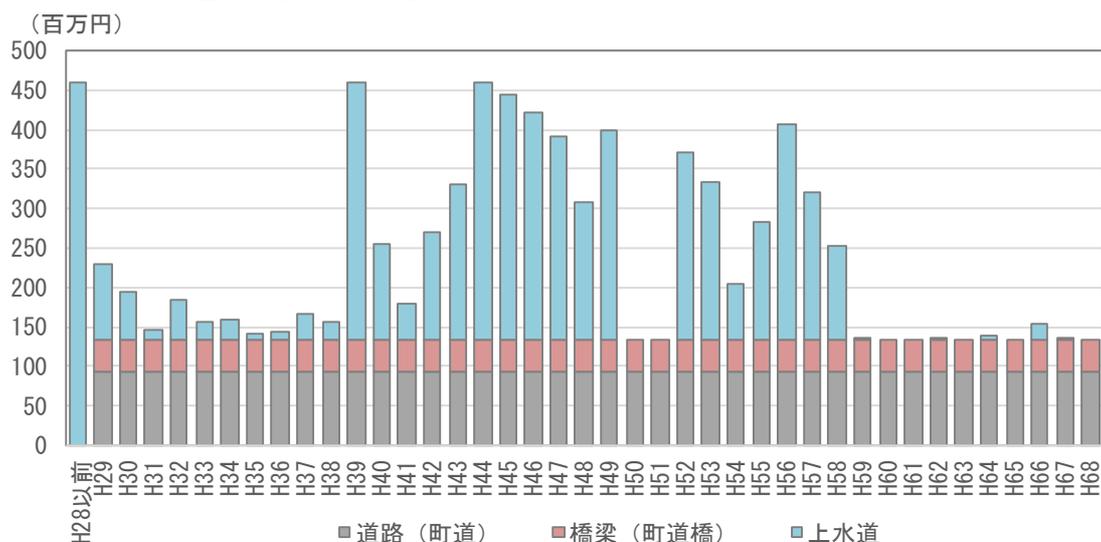
⑧ 漁港

本町には、国が所有し町が管理する漁港が 3 箇所（岩地漁港、石部漁港、雲見漁港）あります。

(2) 公共土木施設の更新費用

公共土木施設の今後40年間（平成29年度から平成68年度まで）における年度別更新費用の総額は、約98.7億円（上水道の未更新分を含み、農道・林道、トンネル、下水道、温泉施設、漁港等を除く）と推計されます。内訳は、道路（町道）が約37.4億円、橋梁（町道橋）が約16.0億円、上水道（管路のみ）が約45.3億円と推計されます。これらの他に、農道・林道、トンネル、上水道の浄水場施設等や下水道、温泉施設、河川、漁港などの他の公共土木施設の費用が別途必要となります。

■年度別公共土木施設の更新費用の推計



更新条件と更新単価は、以下のとおりとします。

種類	更新年数	区分	更新費用
道路（町道）	15年	車道面積部分	4,700円/㎡
橋梁（町道橋）	現在の補修・点検費用（40,000千円/年）とする		
上水道	40年	導水管・送水管	~300mm 100千円/m
		配水管	~150mm 97千円/m
			~200mm 100千円/m
			~250mm 103千円/m

注) 更新年数及び更新単価は、（一財）地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトVer2.10に基づく

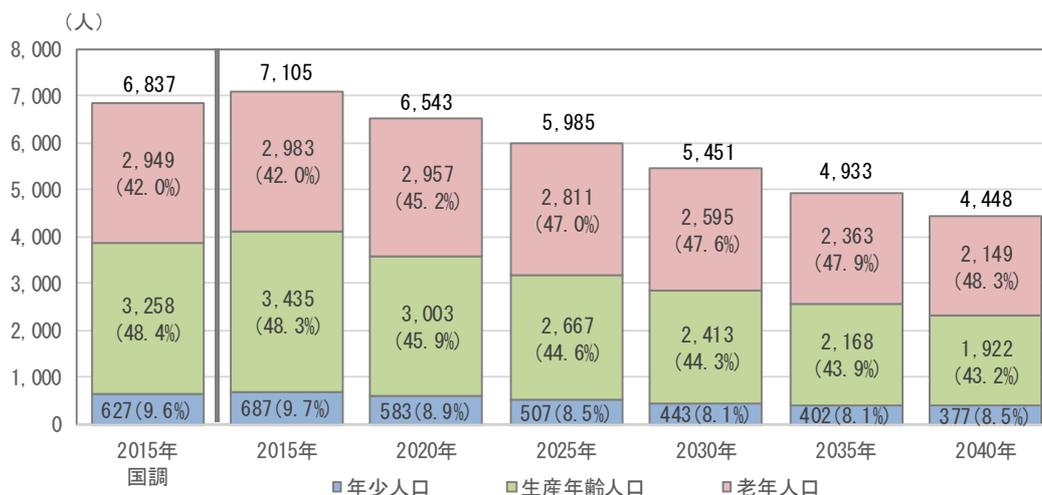
3-5 今後の見通し

(1) 将来人口

① 社人研の推計における将来人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）における本町の将来人口推計では、今後も人口減少が続き、2035年には5,000人を割り込み、2040年の人口は4,448人と推計されています。

■ 社人研における将来人口推計



出典：日本の地域別将来人口推計(H25.3)(社人研)

② 松崎町人口ビジョン(H28.3)における将来人口

松崎町人口ビジョンにおける本町の将来人口の考え方は、以下のとおりとなっています。

ア 将来人口の考え方

国は、「国民の希望を実現し、人口減少に歯止めをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保する。」としていることから、平成22年人口の約82%程度に減少を抑制することとなります。

こうした国の人口抑制割合に倣い松崎町の平成22年人口7,653人をベースとすると、2060年の町人口として6,275人を確保することが必要となります。

こうした考え方にもとづき、人口減少傾向を抑制し、転入人口の確保等の対策を講じていくこととします。

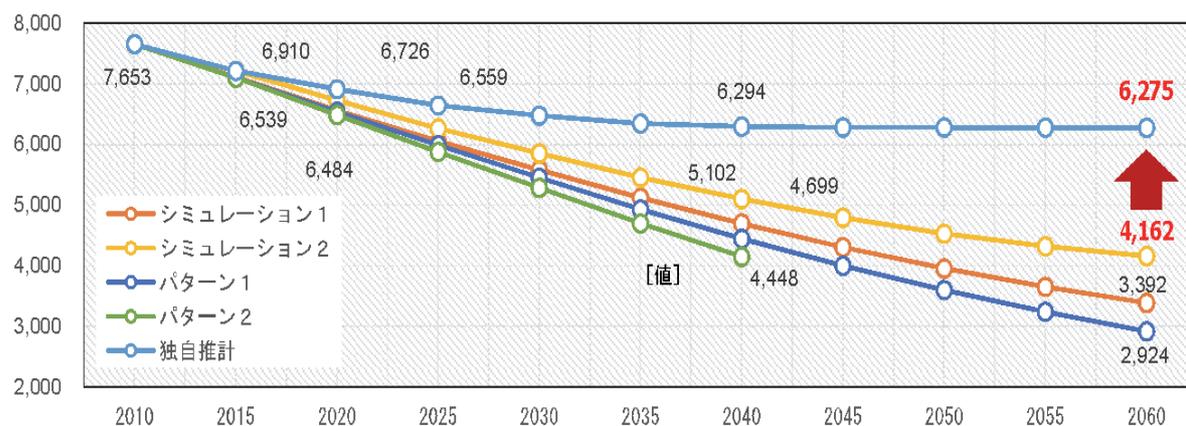
■推計パターン

パターン	推計方法
パターン1 (社人研の推計準拠)	全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計
パターン2 (日本創成会議推計準拠)	全国の総移動数が、平成22年から平成27年の推計値と概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定した推計
シミュレーション1	合計特殊出生率が人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準の2.1)まで上昇した場合のシミュレーション
シミュレーション2	合計特殊出生率が人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準の2.1)まで上昇し、かつ人口移動が均衡した(移動がゼロとなった)とした場合のシミュレーション
パターン3 (松崎町独自推計)	シミュレーション2をベースに年少人口及び20歳代、30歳代、40歳代の転入増加を見込み、2010年人口の約82%の人口減少に抑制した推移

※人口置換水準:長期的に人口が増加も減少もしない出生水準。日本における現在の人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は2.07。

出典:松崎町人口ビジョン

■パターン別推計人口



出典:松崎町人口ビジョン

イ 人口の将来展望

人口の将来展望としては、現人口の置換水準となる合計特殊出生率を2.07まで伸ばし、社会移動による増減がないと仮定した場合の推計において、本町の人口は2040年に5,102人、2060年に4,162人となりますが、社人研推計に準拠した推計値によると、2060年には2,924人まで減少するという推計結果をも踏まえ、将来人口に関わる状況を注視していきます。

(2) 歳出決算における普通建設事業費の推移

① 普通建設事業費の推移

公共建築物や公共土木施設に充当する普通建設事業費の過去10年間（平成18年度から平成27年度まで）の平均は約4.5億円/年で、普通会計に占める割合は平均12.3%となっています。このうち、公共建築物が約2.1億円/年、公共土木施設が約2.4億円/年となっています。

■歳出決算における普通建設事業費の推移



② 住民1人あたりの普通建設事業費

平成26年度における本町の住民1人あたりの普通建設事業費は56.12千円/人で、東伊豆町、南伊豆町、清水町、長泉町に次ぎ5番目に低い水準となっています。

■住民1人あたり普通建設事業費(千円/人)

町名	普通建設事業費	町名	普通建設事業費	町名	普通建設事業費
賀茂郡 松崎町	56.12	賀茂郡 西伊豆町	112.72	駿東郡 清水町	43.72
東伊豆町	33.56	田方郡 函南町	70.17	長泉町	54.39
河津町	52.36	榛原郡 吉田町	57.83	小山町	89.58
南伊豆町	40.27	川根本町	253.65	周知郡 森町	80.34

注：本表は、住民基本台帳人口（平成27年3月末日）を基準に算出している。

資料：総務省 平成26年度決算状況

③ 歳出総額に占める普通建設費の割合

平成26年度の歳出総額に占める普通建設事業費の合計の割合は、県内郡部で3番目に低い水準となっています。

■歳出総額に占める普通建設事業費の割合(%)

町名	普通建設事業費	町名	普通建設事業費	町名	普通建設事業費
賀茂郡 松崎町	11.07%	賀茂郡 西伊豆町	16.73%	駿東郡 清水町	14.98%
東伊豆町	8.99%	田方郡 函南町	21.91%	長泉町	16.14%
河津町	10.42%	榛原郡 吉田町	16.44%	小山町	19.69%
南伊豆町	7.96%	川根本町	28.29%	周知郡 森町	19.27%

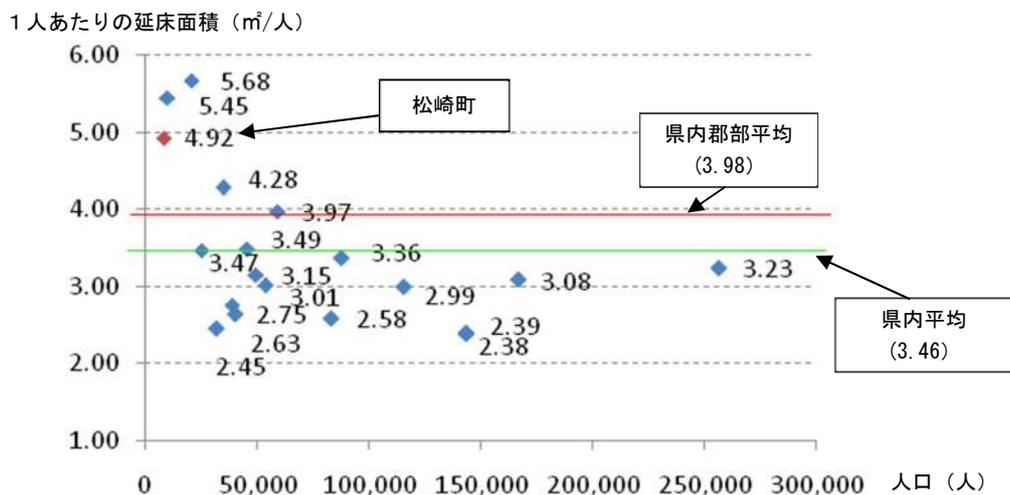
資料：総務省 平成26年度決算状況

(3) 公共建築物における更新（建替）の可能性

① 人口1人あたりの延床面積

本町の1人あたりの延床面積は4.92㎡/人で、静岡県郡部平均（3.98㎡/人）や静岡県（政令指定都市を除く）平均（3.46㎡/人）と比べると高く、県内21市6町の中では、熱海市、小山町、西伊豆町に次ぎ4番目に高い水準となっています。

■人口1人あたりの延床面積



資料: 自治体別人口・公共施設延床面積リスト(平成 22 年 東洋大学作成資料)

■静岡県内市町別 1人あたり延床面積

市町	人口 (人)	延床面積 (㎡)	1人あたり延床面積 (㎡/人)	市町	人口 (人)	延床面積 (㎡)	1人あたり延床面積 (㎡/人)
静岡市	717,578	2,264,934	3.16	下田市	25,217	87,398	3.47
浜松市	792,446	2,794,959	3.53	裾野市	53,656	161,639	3.01
沼津市	207,835	638,119	3.07	湖西市	59,074	234,647	3.97
熱海市	40,281	231,927	5.76	御前崎市	34,762	148,763	4.28
三島市	111,903	322,929	2.89	菊川市	45,522	158,771	3.49
富士宮市	134,080	320,406	2.39	牧之原市	49,486	155,810	3.15
伊東市	74,106	302,456	4.08	松崎町	8,038	39,557	4.92
島田市	102,179	314,716	3.08	西伊豆町	9,891	153,919	5.45
富士市	256,523	829,037	3.23	函南町	38,689	106,572	2.75
磐田市	166,918	514,522	3.08	清水町	31,810	77,849	2.45
焼津市	143,386	340,904	2.38	長泉町	40,357	106,040	2.63
掛川市	115,449	345,524	2.99	小山町	20,622	117,184	5.68
藤枝市	143,426	343,423	2.39	静岡県郡部平均	-	-	4.00
御殿場市	87,596	294,487	3.36	県平均	-	-	3.46
袋井市	83,251	214,950	2.58	県平均 (政令指定都市を除く)	-	-	3.47

資料: 自治体別人口・公共施設延床面積リスト(平成 22 年 東洋大学作成資料)

注: 本図表は、東洋大学が平成 22 年に全国調査を実施した結果によるもので、データ収集がされていない県内市町については、本図表には含んでいない。

注: 本町のデータは収集されていないが、平成 22 年度時点の延床面積を基に算出している。

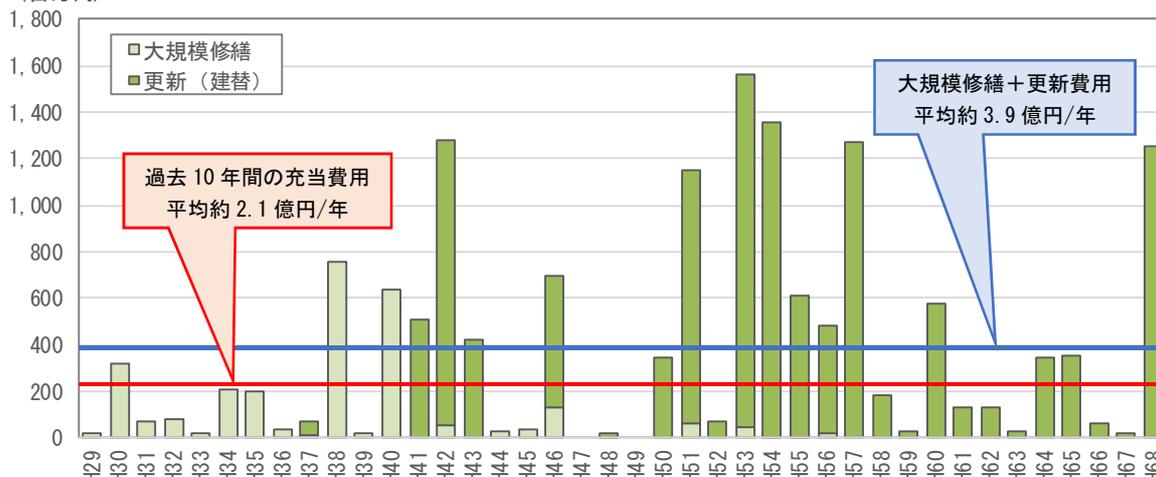
注: 平均値についても、データ収集がされていない市町は含んでいない。

② 公共建築物における大規模修繕・更新（建替）の試算

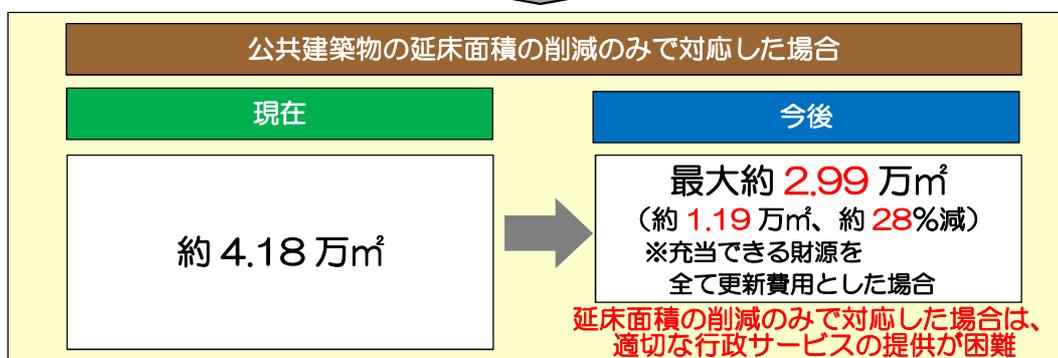
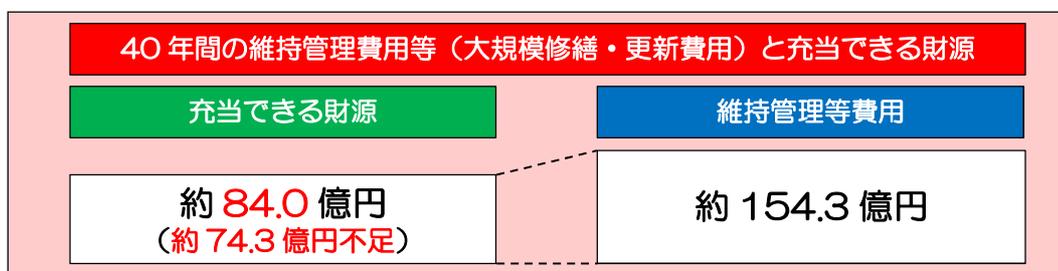
今後40年間、公共建築物の大規模修繕や更新に充当できる費用が、過去10年間（平成18年度から平成27年度まで）の平均と同額とすると、平成29年度から平成68年度までの40年間で約84.0億円と推計されますが、大規模修繕に約27.7億円、更新（建替）に約126.7億円で合計約154.3億円が必要と算出されていることから、約74.3億円の財源不足が見込まれ、現状の公共建築物の規模を今後も維持していくことは困難な状況です。充当できる費用を全て更新（建替）へ対応したとしても、40年後の総延床面積は、現在よりも約28%減（約1.19万㎡減）の約2.99万㎡とする必要があります。

■ 公共建築物の更新の可能性

(百万円)



注) 歴史的建築物である重要文化財岩科学校、伊豆文邸(土蔵物置)及び明治商家中瀬邸の大規模修繕・更新費を除く



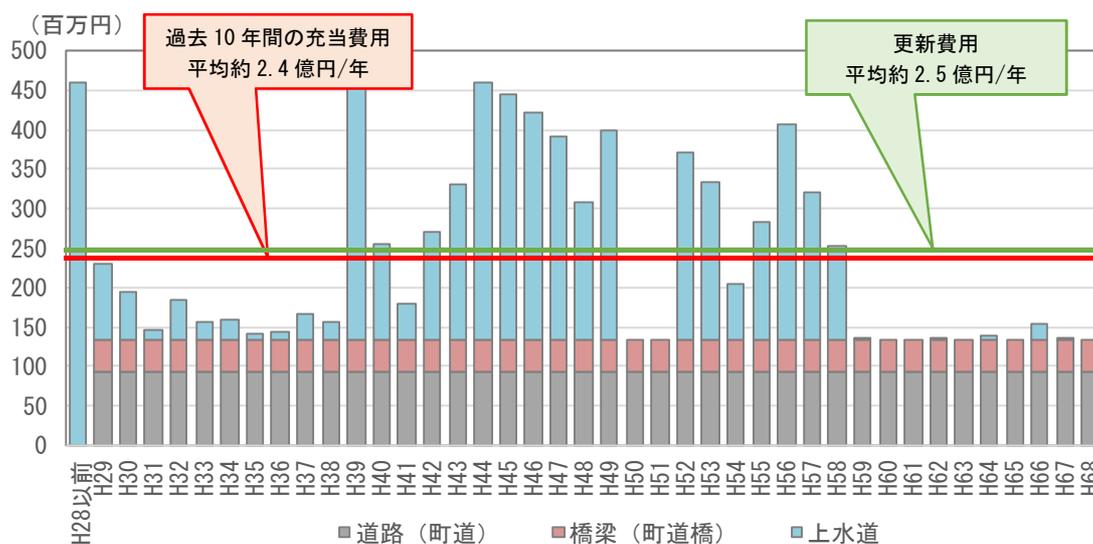
公共建築物の最適化への取組が必要

注) 延床面積の削減量は、類型別更新費用の平均値である360千円/㎡を用いて試算している。

(4) 公共土木施設の更新の可能性

今後40年間、公共土木施設の建設や更新に充当できる費用が、過去10年間（平成18年度から平成27年度まで）の平均と同額とすると、平成29年度から平成68年度までの40年間で約96.0億円と推計されますが、公共土木施設の更新費用は約98.7億円が必要と算出されていることから、約2.7億円の財源不足が見込まれます。この更新費用には、新規建設に伴う費用が含まれていないことや、農道・林道、トンネル、上水道施設や下水道、温泉施設、漁港などの他の公共土木施設の費用が含まれていないことから、さらなる財源不足となることが見込まれます。

■ 公共土木施設の更新の可能性



注) 道路(町道)は、車道面積部分のみで算出。上水道は管路のみ算出しており、下水道、温泉施設等を含んでいない。

4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

4-1 基本的な考え方

(1) 計画期間

公共施設等を適切に維持管理していくためには、中長期的な視点が不可欠です。そのため、本計画は平成29年度から平成68年度までの40年を対象とします。

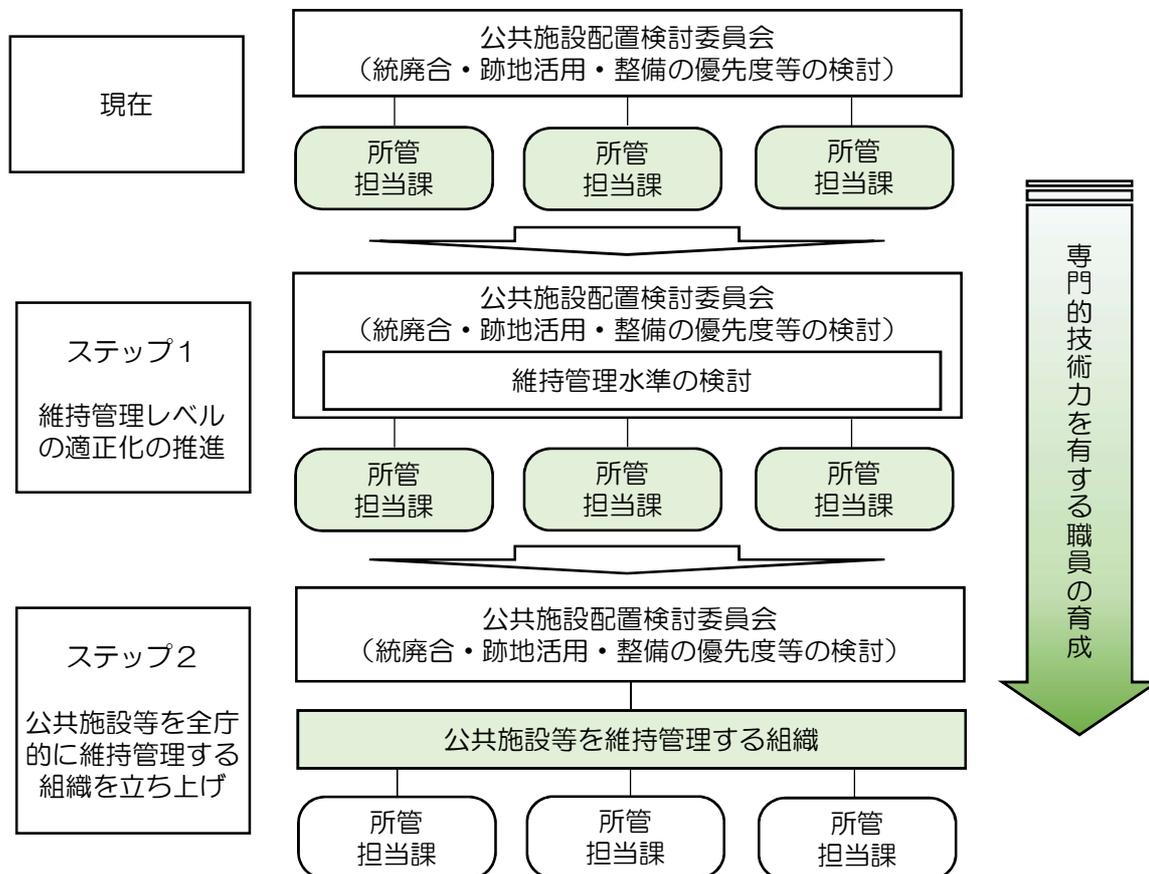
なお、計画は、人口動向や財政状況の見通し等の変化への対応や、個別施設計画との整合性を図るために、必要に応じて見直しを行うものとします。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理、共有方策

本町では、公共施設等は所管ごとに維持管理が行われていますが、公共施設配置検討委員会にて、公共施設の統廃合や跡地活用、整備の優先度等を検討しています。

今後は、この公共施設配置検討委員会を活用して、公共施設等を維持管理する担当課間で維持管理に関する情報をさらに共有し、維持管理の適正化を図ります。さらに、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、技術力の蓄積に取り組んでいくことを検討するとともに、全庁的な観点から維持管理を総合的かつ計画的に進めていくための体制を構築していくことを検討します。

■全庁的な取組体制構築のイメージ（案）



4-2 公共建築物に関する方針

(1) 現状や課題に関する基本認識

○築30年以上経過しているものが全体の約3分の2あり、老朽化が進行している

公共建築物は、築30年以上経過しているものが全体の約3分の2あり、そのほとんどの施設が事後保全型の維持管理が行われており、計画的な修繕が実施されておらず、多くの施設で大規模修繕が必要な状況であるとともに、将来、更新時期が集中することが予測されています。

そのため、将来の更新時期の集中を防ぐためにも、計画的な修繕を進め、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

○耐震性が無い施設が一部ある

旧三浦小学校や旧中川小学校、旧給食共同調理場（中川・三浦）や町営住宅の一部など、現在利用していない施設において耐震性を満たしていない施設があり、耐震化率は81.1%となっています。

そのため、耐震補強工事等により利活用を進めていくか、更新（建替）により安全性を確保するかなど、今後の方向性について検討を進めていく必要があります。

また、本町には『重要文化財岩科学学校』をはじめとした歴史的建築物がありますが、耐震性を満たしていないものもあり、関係機関と調整しながら、適切な対応を行っていく必要があります。

○将来、大規模修繕や更新費用の財源が不足する

今後40年間ににおける大規模修繕と更新費用の合計は約154.3億円と試算されますが、過去10年間と同額の費用が充当できるとしても、約74.3億円の財源不足が試算されています。本町では人口減少が続いていることから、財政状況はさらに悪化していくことが懸念されるとともに、社会経済状況の変化等により、新たな政策課題への対応などに対する費用などが必要となることも考えられます。

そのため、町単独ではなく近隣市町との連携などによる対応や、施設整備を行う際には、優先順位などを検討するとともに、民間の活力を利用するなど、多角的な検討を進めていく必要があります。

○所管別で施設の管理が行われている

公共建築物は、所管する担当課がそれぞれ施設を維持管理しているため、施設管理の水準が統一されていません。そのため、適切な維持管理を進めていくための計画や、体制の構築を検討していく必要があります。

(2) 公共建築物に関する基本方針

① 基本的な方向性

○人口減少社会の中においても町民サービスに適応する

松崎町第5次総合計画における基本理念として、「松崎町全体が一体となって進めるまちづくり」、「安全・安心に暮らせるまちづくり」、「松崎町の資源を活用するまちづくり」が掲げられています。

また、松崎町総合戦略における基本的視点の中で、人口減少社会への「適応」戦略として、美しい景観、街並み、温泉など松崎町固有の資源を活かし、魅力あるまちづくりを推進していくために、人口減少社会における少子化対策、高齢化対策などを考慮した上で、「安全性」、「快適性」、「利便性」といった基本的な生活環境が確保された社会システムを構築するとしています。

そのため、特徴のある歴史・風土のもと、本町のもつ資源を有効に活用し、公共建築物について適切な維持管理を進め、町民サービスに適応していきます。

② 公共建築物に関する整備目標

平成18年度から平成27年度までの10年間における公共建築物に関する普通建設事業費の年平均額が計画期間内も継続すると仮定しても、本計画期間内において約74.3億円の財源不足が予測されます。

本町では現在人口減少が続いており、今後も続くことが予測されることから、財政状況はさらに厳しくなるものと考えられます。

そのため、①の方向性を踏まえながら、以下の整備目標を定めます。

■本町における公共建築物の整備目標



③ 整備目標を達成するための取り組み

持続可能な町民サービスを実現するために、維持補修・更新費用の財源不足の解消を目指し、効率的な維持補修等の実施による削減努力を行う他に、個別施設それぞれに必要なとされる機能面を重視しながら、以下の内容についての取り組みを進めます。

ア 適切な維持管理による施設の長寿命化

施設の長寿命化を図るとともに、安全で良好な機能の維持保全を行い、適切な維持管理を進めます。

イ 町民との情報共有

公共建築物の施設状況や運営等に関する町民への情報提供の充実を図り、町民と情報を共有し、町民のニーズに的確に対応した公共建築物としていきます。

ウ 整理・統合（集約化・複合化・多機能化）

町民のニーズに的確に対応するために、利用実態を踏まえ、管理・運用面も含めて施設や運営について機能転換や再編に柔軟に取り組みます。

また、論理的・客観的な視点に基づき、施設や機能の整理・統合を図り、施設利用の最適化を進めます。建替時は原則として複合化を図り、単独での施設を削減し、公共施設や防災の拠点性を高めます。

エ 減築

単独での建替えの場合は、施設の利用状況を予測し、適正な規模での減築による更新を検討します。

オ 売却

整理・統合により使用しなくなった町有地については、公的利用の検討を行った上で、売却を行い、売却費用を維持管理・更新費用として活用します。

カ 特定財源の確保

国・県等の補助金等について、積極的に活用します。

キ 民間活力の導入・民間資本の活用

町民サービスの向上を図るため、PPPやPFI、指定管理者制度など更なる民間活力の導入や民間資本の活用を図り、管理運営コストを縮減し、縮減した費用を維持管理・更新費用として活用します。併せて、公民連携による代替機能の導入を検討します。

PPP(Public-Private Partnership)	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのことをいい、PFI、指定管理者制度、自治体業務のアウトソーシング等などがある。
PFI(Private Finance Initiative)	公共施設等の建設、維持管理、運営等において、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるものを、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」(平成11年法律第117号)に基づき実施されるもの。
指定管理者制度	公共施設等の維持管理や運営等において、施設の管理権限を指定管理者に与え、指定管

理者が管理実態に合わせた管理運営を行うもので、民間事業者等の高度な専門的知識や経営資源を積極的に活用することにより、町民サービスの向上が図られ、施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる。

ク 適正な受益者負担

利用者の理解を得られるように努め、利用料金の改定等、適正な受益者負担に関する検討を進めます。

(3) 公共建築物の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

委託業者による点検だけではなく、適正な施設の管理を図るため、必要に応じて職員等による日常的な点検を実施し、公共建築物の劣化状況の把握に努めます。また、点検履歴を蓄積し、維持管理や修繕及び更新時、また本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

本町の公共建築物のほとんどは、事後保全型の維持管理が行われてきましたが、安全・安心に維持していくためには、適切な時期に適切な修繕等を行う必要があることから、延床面積が大きな施設を中心として中長期の修繕計画を作成し、予防保全型の維持管理への転換を図り、施設の長寿命化を進め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

修繕等の実施に際しては、修繕計画と点検・診断等を踏まえ、事業実施の優先順位を検討し、事業予算とのバランスを見ながら、事業費の平準化の観点を踏まえ、修繕等を実施します。

現在利用されていない施設については、利活用方法を検討の上、適切に維持管理を進めていきます。なお、廃止や統廃合が予定されている施設については、原則として明らかな劣化が生じた段階で補修を行う事後保全型の維持管理の対象とします。

更新等については、今後の人口減少等を踏まえ、近隣市町との広域行政の可能性の検討などを踏まえた上で、他施設との複合化や集約化の検討を行い、施設総量の適正化を図ります。

なお、歴史的建築物については、関係機関と調整の上、修繕方法を検討し、適切に維持管理を行っていきます。

③ 安全確保の実施方針

点検や診断の結果を踏まえ、施設の安全性の確保が困難となった施設については、町民等の使用を避けるなどの対策を行い、安全確保のための工事の実施や、建物の取り壊し等について方針を定め、方針に従った事業の実施を進め、施設利用者の安全を確保します。

老朽化等により供用停止又は今後も利用見込みが無い施設については、侵入防止などの応急措置を行い、今後の利活用や除却等を検討します。

④ 耐震化の実施方針

本町では、災害時の拠点となる学校、庁舎等の公共建築物について、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、住民に周知しています。

また、松崎町耐震改修促進計画（H20.3）を策定し、町が所有する公共建築物の耐震化の目標を設定し、耐震化を進めてきています。この中で、松崎幼稚園の新園舎建設に伴い、現在利用していない施設を除き、災害時の拠点となる建築物については耐震性を満たすこととなりますが、多数の者が利用する建築物や町営住宅などの一部の施設では、耐震診断が未実施の建物もあります。

そのため、災害時の拠点となる公共建築物については、今後の利活用の方向性を踏まえて耐震化を図るとともに、耐震診断が未実施の建物については、今後の利活用の方向性を踏まえて耐震診断を実施し、適切な対応を行うものとしします。なお、歴史的建築物については、耐震診断及び耐震補強について、関係機関と調整の上、実施方法を検討していきます。

⑤ 長寿命化の実施方針

予防保全的な維持管理や耐久性の向上に資する改善を計画的に実施することにより、建物の長寿命化が図られ、ライフサイクルコストが縮減することから、延床面積が大きい施設を中心に個別施設計画を作成し、適切に維持管理を行い、建物の長寿命化を図ります。

⑥ 統合や廃止の推進方針

将来予測される財源不足に備え、町民ニーズに的確に対応しながら、施設や機能の整理・統合を図り、施設総量の適正化を進めます。

現在利用されていない施設については、耐震補強費用など利活用に必要な費用などとの費用対効果を勘案しながら、今後の施設活用の方向性について検討を進めます。

なお、廃止すべきと判断された公共建築物については、利用を中止し、他の行政需要としての利活用や、除却し土地を売却するなどによる歳入の確保など、多角的な検討を行います。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本町では、所管する担当課がそれぞれ維持管理を行っていることから、公共施設配置検討委員会において、町内の公共建築物全体で計画的かつ適切な維持管理や事業を進め、事業費の平準化や維持管理水準の適正化を図るため庁内で情報を共有し、長期的・全体的な視野に立った維持管理を推進していきます。

⑧ フォローアップの実施方針

本計画を推進するために、P l a n（計画）⇒D o（実施）⇒C h e c k（評価）⇒A c t i o n（改善）の4つの視点に基づくP D C Aサイクルによる進捗管理を行うことを検討していきます。

こうした進捗管理に当たっては、計画の実施状況の把握や検証、情報共有に努めるとともに、総合計画や予算との連携を図りながら、適宜、評価・改善を実施していくこととします。

本計画は、長期的な取り組みとなることから、評価の結果や社会情勢の変化なども踏まえ、必要に応じて目標や方針等を適宜見直し、内容の充実を図ります。

4-3 公共土木施設に関する方針

(1) 公共土木施設に関する現状と課題

○施設の老朽化と更新費用の不足

公共土木施設は、今後40年間で約2.7億円の財源が不足することが試算されていますが、一部の公共土木施設の更新費用や新規整備費用が含まれていないことから、財源不足額はさらに大きくなることが予測されます。公共土木施設は、町民の生活を支えるライフラインであることから、老朽化による稼働不能や重大な事故を未然に防ぐ必要がありますが、既に、更新年数を経過していても更新できていない施設もあるため、計画的な更新を進めていく必要があります。

○人口減少等における施設の維持管理の必要性

本町では人口減少が続いており、今後も人口が減少していくことが予測されています。公共土木施設は、公共建築物とは異なり、再配置や統廃合といった合理化はあまり現実的ではありませんが、人口の減少により、施設の利用率が低下している中で更新等を進めていく必要があるとともに、本町の8割は山林原野が占めており、集落が点在する中で、適切な維持管理を進めていく必要があります。

○人員の確保

公共土木施設として、町民の生活を支え、安全を確保するために、維持管理を行っていますが、計画的な更新等を進めていくためには、新たな人員確保が必要な状況です。しかしながら、人口の減少に伴い、今後も職員数が減少していくことも考えられることから、より効率的・効果的な維持管理を進める方策を検討するとともに、技術力の継承・維持・向上を図るための方策も検討していく必要があります。

(2) 公共土木施設に関する基本方針

公共土木施設は、道路や橋梁をはじめ、上水道、下水道、温泉施設など多種多様な施設がありますが、町民生活を支える必要不可欠な施設であり、町民のライフラインとなっています。そのため、老朽化による稼働不能や重大な事故は未然に防止しなければならないとともに、その性質上、公共建築物とは異なり、再配置や統廃合といった合理化はあまり現実的ではありません。

そのため、ライフラインの確保を最優先としながらも、効率的な長寿命化により可能な限り既存施設を有効に活用し、維持管理費用の縮減に取り組みます。

一方、今後も人口が減少していくことが予測されていることから、機能を維持しながらダウンサイジングや施設統合、新技術の導入等を行うとともに、事業規模として町単独で行うのではなく広域連携等による事業統合の可能性の検討など、多角的な面からインフラ施設の機能維持を行うための検討を進めます。

(3) 公共土木施設の管理に関する基本的な考え方

① 点検、診断等の実施方針

点検や診断は、担当職員や委託業者による日常的な見回りや点検とともに、町民や職員からの情報提供を受け、維持管理に役立てています。

今後は、対象施設を明確にした上で基準を作成し、適切な点検や診断を実施していきます。点検や診断の結果はデータベース化を図り、今後の予防保全型の維持管理や修繕及び更新時、また本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。

② 維持管理、修繕、更新等の実施方針

町民の安全を確保しながら、原則として適切な保全による施設の長寿命化を図るため、計画的に維持管理、修繕、更新等を進めます。新規整備については、将来的に維持管理ができなくなることはないよう、施設総量の適正化を図りながら進めます。

③ 安全確保の実施方針

安全・安心な町民生活を継続するために必要不可欠な施設であることから、高度な危険性が認められた場合には、早急に補修・更新を実施し、安全性を確保します。

職員等による日常的な点検・診断において発見した軽微な劣化については、必要に応じて発見した段階で補修するなど、情報収集の強化等により、軽微な補修で対応できる箇所を増やし、早期の補修等による維持管理費用の低減を図ります。

④ 耐震化の実施方針

公共土木施設の多くは、ライフラインとして町民生活に直結しており、これらの施設の地震による被害を最小限に抑えることは、町民の安心の確保につながるとともに、道路や橋梁等は、地震による施設の崩壊が人命につながる重大な事故に発展する危険性が高いため、安全性確保の観点からも、優先的に耐震化その他必要な対策を進める必要があります。

対応方法は、施設ごとに異なることから、具体的な方策は、個別施設計画において個々に定めるものとし、必要性や優先性を考慮した上で、早急に安全性確保のための改善や更新を行います。

⑤ 長寿命化の実施方針

劣化・損傷が顕著となった段階で対策を実施する事後保全型の管理から、定期的な点検・診断結果を踏まえ、劣化・損傷が軽微な段階で対策を実施する予防保全型の管理により転換を行い、公共土木施設の適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

今後は、劣化状況等の点検結果などのデータを蓄積し、それらの分析により、より適切な維持管理や更新等の計画にフィードバックさせ、維持管理費用の低減を図ります。

⑥ 統合や廃止の推進方針

町民生活を支える必要不可欠な施設であるため、原則として施設の統合や廃止は行わず、施設の長寿命化や民間ノウハウの活用などにより、維持管理費用の削減に向けた取り組みを進めます。

一方で、今後も人口が減少することが予測されていることから、利用頻度が乏しい施設

などについては、他の施設で代替が可能かどうか、事業規模として町単独で行うのではなく、広域連携等により事業統合などの可能性があるかどうかなど、多角的な面からインフラ機能の維持を行うための検討を進めます。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共土木施設の安全性を確保し、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図り、公共土木施設の維持管理を総合的かつ計画的に進めていくため、担当課以外の職員や町民からの情報収集を強化するとともに、庁内での体制を強化し、情報共有等をさらに進めます。

また、施設管理能力を備えた施設管理者、安全で質の高い予防保全工事を実施する技術職員、維持管理計画を推進する技術者等、目的に沿った人員配置や人材育成に努めるとともに、技術習得のために説明会等への積極的な参加なども進め、技術力の蓄積に取り組みます。

⑧ フォローアップの実施方針

本計画を推進するために、P l a n（計画）⇒D o（実施）⇒C h e c k（評価）⇒A c t i o n（改善）の4つの視点に基づくP D C Aサイクルによる進捗管理を行うことを検討していきます。

こうした進捗管理に当たっては、計画の実施状況の把握や検証、情報共有に努めるとともに、総合計画や予算との連携を図りながら、適宜、評価・改善を実施していくこととします。

5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

5-1 公共建築物に関する方針

(1) 施設類型の考え方

本町が保有している98施設を、施設の所管する担当課や施設の性格を踏まえ、10施設用途（19類型）に分類し、施設別に維持管理の方向性について整理します。

■施設類型

施設類型	類型内分類	施設名
1. 行政系施設	庁舎等<3施設>	松崎町役場庁舎、松崎町役場非常用発電棟、バス車庫
	消防施設 (ポンプ庫) <18施設>	第一分団第一小隊、第一分団第二小隊、第一分団第三小隊、第二分団第一小隊、第二分団第二小隊、第三分団第一小隊、第三分団第二小隊、第三分団第三小隊、第四分団第一小隊、第四分団第二小隊、第四分団第三小隊、第五分団第一小隊、第五分団第二小隊、第五分団第三小隊、第五分団第四小隊、第六分団第一小隊、第六分団第二小隊、第六分団第三小隊
2. 学校教育系施設	小学校・中学校 <4施設>	松崎小学校校舎、松崎小学校屋内運動場、松崎中学校校舎、松崎中学校屋内運動場
	その他施設 <1施設>	給食共同調理場
3. 子育て支援施設	幼稚園<2施設>	松崎幼稚園岩科園、松崎幼稚園中川園
	児童施設<1施設>	松崎町立児童館
4. 保健・福祉施設<1施設>		総合福祉センター
5. 町民文化系施設	生涯学習センター <1施設>	生涯学習センター
	集会施設 <7施設>	松崎町農村環境改善センター、金沢多目的集会施設、大沢多目的集会施設、門野公民館、那賀生活改善センター、池代婦人若者活性会館、山口山村活性化支援センター
6. スポーツ施設<6施設>		勤労者体育センター、総合運動場クラブハウス、松崎海洋センター、武道場、旧岩科小学校屋内運動場、旧三浦小学校屋内運動場
7. 町営住宅<2施設>		伏倉小坂住宅、伏倉細田住宅
8. 産業・観光系施設	産業施設 <5施設>	棚田交流施設、特産館、特産館公衆トイレ、民芸館、松崎町団体事務所
	観光施設 <14施設>	伊豆の長八美術館、伊豆文邸、伊豆文邸土蔵（2棟）、伊豆文邸足湯、明治商家中瀬邸、明治商家中瀬邸公衆トイレ、重要文化財岩科学校、道の駅花の三聖苑かじかの湯、道の駅花の三聖苑天城山房、道の駅花の三聖苑郷土文化施設、道の駅花の三聖苑旧大沢学舎、道の駅花の三聖苑作業棟、道の駅花の三聖苑公衆トイレ
9. 処理施設	ごみ処理施設 <2施設>	クリーンピア松崎、分別ゴミストックヤード
	下水道処理施設 <3施設>	岩地漁業集落排水施設、石部農業集落排水施設、雲見漁業集落排水施設
10. その他	旧施設<8施設>	旧岩科小学校校舎、旧三浦小学校校舎、旧三浦幼稚園、旧給食共同調理場（三浦）、旧松崎幼稚園、旧中川小学校、旧給食共同調理場（中川）、旧伊豆箱根松崎船舶営業所
	施設等<5施設>	水防倉庫、中瀬立体駐車場、旧福祉住宅、旧山田邸、職員公舎
	公園<5施設>	雲見多目的広場、21世紀の森ログハウス、21世紀の森公衆トイレ（3棟）
	トイレ等 <10施設>	岩地公衆トイレ、石部公衆トイレ、雲見公衆トイレ、外部公衆トイレ、牛原山公衆トイレ、室岩洞公衆トイレ、水辺の小道公衆トイレ、ジョギングコース公衆トイレ、長八美術館前公衆トイレ、松崎海岸休憩所

(2) 類型別の方針

① 行政系施設（庁舎等／消防施設）

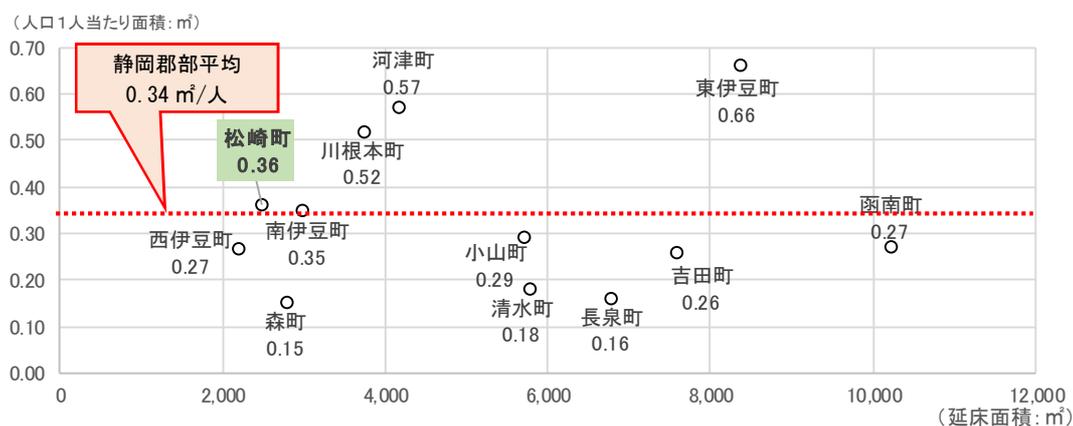
松崎町役場庁舎は、平成16年度に耐震補強工事を実施し、耐震性を確保しています。今後は、LED化による省エネを進めるとともに、計画的な修繕を実施し、適切に維持管理を行います。人口1人当たりの延床面積で見ると0.36㎡/人で、静岡県郡部平均の0.34㎡/人とほぼ同じ規模となっています。

消防施設（ポンプ庫）は、一部施設で老朽化が進行しており、耐震性を満たしていない施設や、津波浸水区域内にある施設もあります。災害対策の拠点となる施設でもあることから、地元区との相談等、地域の状況を踏まえながら、適切に維持管理を行います。

■地域防災計画での位置づけ

種別	施設名
津波避難ビル	松崎町役場庁舎

■人口1人当たりの庁舎延床面積



出典: 人口は国勢調査(平成27年)、面積は公共施設状況調(平成26年度末)

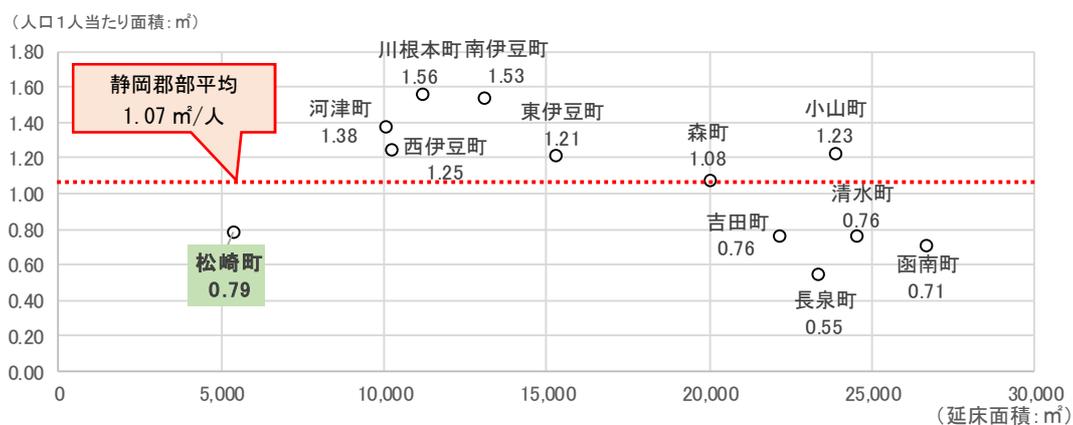
② 学校教育系施設（小学校・中学校／その他施設）

本町では、児童・生徒数の減少に伴い統廃合を進めてきており、現在町内には小学校1校、中学校1校があります。人口1人当たりの延床面積でみると、小学校は0.79㎡/人で静岡県郡部平均の1.07㎡/人よりも低く、中学校は0.87㎡/人で静岡県郡部平均の0.88㎡/人とほぼ同じ規模となっています。

■地域防災計画での位置づけ

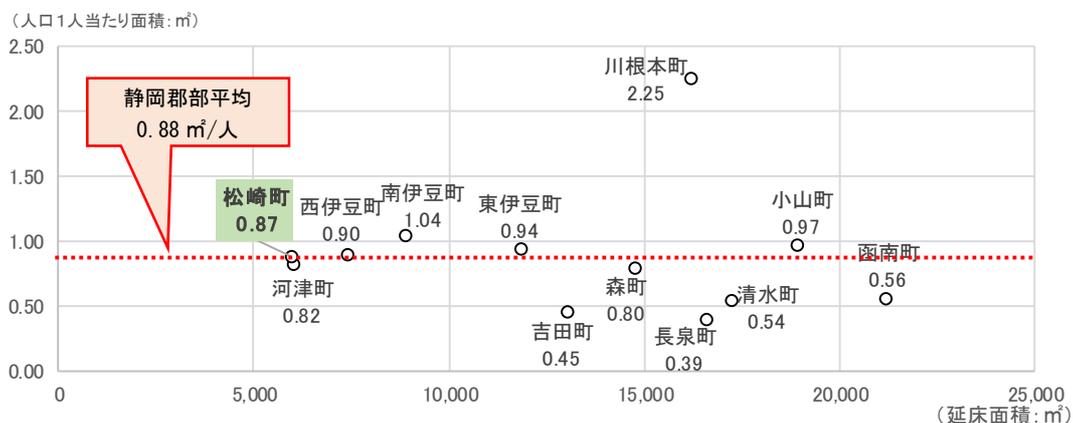
種別	施設名
津波避難ビル	松崎小学校校舎・松崎中学校校舎

■人口1人当たりの小学校延床面積



出典: 人口は国勢調査(平成 27 年)、面積は公共施設状況調(平成 26 年度末)

■人口1人当たりの中学校延床面積(人口 H27 国調、面積: H26 年度末/公共施設状況調)



出典: 人口は国勢調査(平成 27 年)、面積は公共施設状況調(平成 26 年度末)

小学校・中学校ともに耐震補強工事を実施し、耐震性を確保しています。今後は、トイレ整備や体育館照明工事等を進めるとともに、計画的な修繕を実施し、適切に維持管理を行います。

給食共同調理場は、施設や設備の老朽化が進行しており、耐震性も満たしていません。そのため建替えの検討を進めていますが、財源の確保等から建替えが進んでいない状況です。そのため、他施設の維持管理計画との整合や財源確保等の課題を含め、今後の方向性を決定していきます。

③ 子育て支援施設（幼稚園／児童施設）

幼稚園は、松崎幼稚園岩科園と松崎幼稚園中川園がありますが、園児数に片寄りが生じているとともに、松崎幼稚園岩科園は耐震性を満たしていません。また、いずれの施設も築30年以上経過し、老朽化が進行しています。そのため、子育て機能としての機能向上を目指し、園舎を統合するため新たな園舎を現在建設中であり、平成29年4月に開園予定です。開園後は、適切な維持管理を行っていくとともに、移転後の園舎については今後利活用の方向性を検討していきます。

児童施設として、町立児童館がありますが、昭和55年に開館したもので老朽化が進行していることから、平成29年度に旧松崎幼稚園に移転し、現在の建物は平成30年度に解体予定です。移転後は、適切な維持管理を行っていきます。

■地域防災計画での位置づけ

種別	施設名
福祉避難所	松崎幼稚園岩科園・松崎幼稚園中川園

④ 保健・福祉施設

保健・福祉施設である総合福祉センターは、現在指定管理者として松崎町社会福祉協議会に委託をして管理運営を行っています。築30年以上が経過しており、空調の取替、屋上手摺設置、トイレの改修など設備面の改修等を適宜実施しています。しかしながら、大規模修繕は実施していないことから、計画的な修繕を実施し、適切に維持管理を行います。

⑤ 町民文化系施設（生涯学習センター／集会施設）

生涯学習センターは、築20年程度経過しています。計画的な修繕を実施し、適切に維持管理を行います。

集会施設には、松崎町農村環境改善センターをはじめとして公民館等の施設が合計7施設あります。松崎町農村環境改善センターは、文化ホールも備えているコミュニティ施設であり、適時修繕を実施してきていますが、築30年以上経過していることから、計画的に修繕を行い、適切な維持管理を行います。

門野公民館、金沢多目的集会施設、大沢多目的集会施設、那賀生活改善センター、池代婦人若者活性会館、山口山村活性化支援センターは、それぞれ地域の拠点となる施設であることから、地域と協議をしながら適切に維持管理を行います。

■地域防災計画での位置づけ

種別	施設名
津波避難ビル	生涯学習センター・松崎町農村環境改善センター

⑥ スポーツ施設

スポーツ施設は、勤労者体育センター、総合運動場クラブハウス、松崎海洋センター、武道場、旧岩科小学校屋内運動場、旧三浦小学校屋内運動場があります。このうち勤労者体育センターは築30年以上経過し老朽化が進行していることから、計画的な修繕を行い、適切な維持管理を行います。

松崎海洋センターは、温泉給湯による腐食等の進行やプール槽の塗装等の修繕が必要な状況です。また、管理棟・事務所が手狭で監理体制の強化も必要な状況であることから、早期に計画的な修繕を実施し、適切な維持管理を行います。総合運動場クラブハウスについては、老朽化の状況に応じて、適宜修繕を実施していきます。なお、武道場は現在使用されていないため、今後は取り壊すことを検討します。

■地域防災計画での位置づけ

種別	施設名
避難所	勤労者体育センター・旧岩科小学校屋内運動場・旧三浦小学校屋内運動場

⑦ 町営住宅

町営住宅は、伏倉小坂住宅と伏倉細田住宅があります。このうち伏倉細田住宅は、築40年以上が経過し老朽化が進行しており、耐震性も不明であることから、現在入居者の募集を停止しています。今後は、入居者の状況を踏まえながら取り壊すことを検討します。伏倉小坂住宅については、町民の住宅セーフティネットを担う施設であることから、適切に維持管理を行います。

⑧ 産業・観光系施設（産業施設／観光施設）

産業施設は、棚田交流施設、特産館、民芸館、松崎町団体事務所があります。このうち、棚田交流施設、特産館、民芸館は観光施設でもあることから、計画的な修繕を行い、適切な維持管理を行います。

松崎町団体事務所は、現在、松崎町観光協会、伊豆森林組合及びロマンシール協同組合に貸出しています。今後も計画的な修繕を行い、適切な維持管理を行います。

観光施設は、伊豆の長八美術館、伊豆文邸、明治商家中瀬邸、重要文化財岩科学校、道の駅花の三聖苑があります。これらの施設のうち、伊豆文邸、明治商家中瀬邸、重要文化財岩科学校は歴史的建築物であり、地域の歴史・文化を伝える貴重な文化財施設であることから、今後も建物の保全・継承に努めていく必要があります。また、伊豆の長八美術館は、松崎が生んだ漆喰鏝絵の名工、入江長八の作品を多くの人に鑑賞してもらい後世に継いでいくための施設です。これらの施設は老朽化が進行していることから、適宜修繕を実施し、適切に維持管理を行っていきます。なお、伊豆の長八美術館、明治商家中瀬邸、道の駅花の三聖苑は、運営を指定管理者制度により（一財）松崎町振興公社に委託しています。

⑨ 処理施設（ごみ処理施設／下水道処理施設）

ごみ処理施設として、クリーンピア松崎があります。平成11年4月に供用開始し、毎年度、点検整備を行っていますが、平成25年度から平成27年度に集中的に設備改修を実施しています。今後も、適宜設備改修や修繕を行い、適切な維持管理を行っていきませんが、人口減少に伴う手数料収入の減少、リサイクル推進に伴うごみの減少や設備の供用期間を考慮し、将来に向けて近隣市町との広域連携などを検討しているため、新たな施設を建設した際には現在の施設を取り壊すこととします。

また、下水道処理施設として、集落排水施設が3箇所あります。これらは各地区の排水組合に指定管理者制度で管理委託を行っていますが、今後は長寿命化計画を策定し、適切な維持管理を行っていきます。

⑩ その他（旧施設／施設等／公園／トイレ等）

その他として旧施設、施設等、公園、トイレ等があります。

旧施設には、旧幼稚園、旧小学校、旧給食共同調理場と、旧伊豆箱根松崎船舶営業所など、現在使用していない施設も含め合計8施設あります。これらの施設のうち、旧伊豆箱根松崎船舶営業所は研究施設として貸出を行っていますが、他の施設は現在使用していないことから管理が十分に行き届いていません。また、施設の一部は耐震性を満たしていないため、民間に貸し付けを行うにも耐震補強が必要で、そのための予算の確保も必要であることから、施設の利活用等、今後の方向性について検討していく必要があります。

施設等には、水防倉庫、中瀬立体駐車場、旧福祉住宅、旧山田邸、職員公舎の合計5施設あります。このうち旧山田邸は平成27年度に寄付を受けたもので、今後利活用方法の検討を行い、利活用方法に合わせた修繕等の実施を検討していきます。また、旧福祉住宅は築40年が経過し、耐震性も満たしていないことから、取り壊すことを検討します。職員公舎については、現在入居者がいないことから今後の利活用の方向性について検討していきます。その他の施設については、適切に維持管理を行います。

公園やトイレ等については、施設規模が小さいことから、適宜修繕を行い、適切に維持管理を行います。

5-2 公共土木施設に関する方針

(1) 類型別の方針

① 道路（町道・農道・林道）

老朽化の進行に伴い、修繕箇所が多くなってきており、維持管理費が増大しています。点検は、日常的な点検のみならず、担当職員以外の職員や町民からの情報も役立てています。

平成25年度から平成26年度に道路ストック総点検を実施し、その結果に基づき、舗装の打ち替えや法面の防災対策を行っています。今後も、点検結果を踏まえながら、道路の重要性や整備の優先性を総合的に判断し、町民の安全性や利便性の確保を図るために適宜修繕を行います。

なお、農道・林道については、長寿命化計画を策定して計画的に維持管理を行うことを検討していきます。

② 橋梁・トンネル

平成26年3月に松崎町橋梁長寿命化修繕計画を策定していますが、橋梁は、5年サイクルで点検・修繕を行うことが義務付けられているため、毎年点検を行っており、点検結果により修繕等が必要と診断されたものから順次修繕等を実施しています。また、トンネルについても、5年サイクルで点検・修繕を行うことが義務付けられています。

今後も、点検結果により修繕等が必要と診断されたもののうち、重要性や整備の優先性を総合的に判断し、町民の安全性や利便性の確保を図るために適宜修繕を行います。

③ 河川

準用河川と普通河川がありますが、今後も適宜修繕を行い、適切な維持管理を行います。

④ 公園

必要に応じて施設の整備を行っていますが、施設の老朽化が進行しています。一方で利用頻度が乏しい施設もあることなどから、安全性の確保を図るために改善や取り壊しなどを検討していきます。

⑤ 上水道

管路の耐震化及び老朽化した管路の更新が進んでおらず、また、一部施設においても耐震化が行われていません。町民のライフラインを支える重要な施設であり、水の安定供給が求められますが、集中管理システムが構築されていないことから、施設が点在する中で、日常点検等が不可欠な状況です。

今後、老朽化している施設を更新していく必要がありますが、給水人口の減少による給水収益が減少しており、今後も人口の減少が予測されている中で、更新費用の確保が課題となっています。

そのため、更新にあたっては施設のダウンサイジングや統廃合、新技術の導入など様々な対策を行うとともに、適正な経営戦略に基づく事業運営を進めていくため、事業のあり方について今後検討を行っていく必要があります。

⑥ 下水道

海岸部の岩地・石部・雲見地区で、集落排水処理施設を整備し運用しています。今後も、処理施設及び管路について適切に維持管理を進めていきます。

⑦ 温泉施設

温泉施設は、ダウンサイジングや省エネ等の改修を計画的に実施し、安定した供給を行っています。引き続き、老朽施設の改修及び管路布設替えを実施していくとともに、豊富な湯量を生かすために利用の促進等の有効活用を図ります。

⑧ 漁港

国が所有し町が管理する漁港が3箇所あります。機能保全計画書（岩地漁港・石部漁港・雲見漁港）に基づき、今後も適切に維持管理を行います。

6 計画の推進に向けて

(1) 全庁的な取組体制の構築

公共施設のマネジメントを推進していくためには、全庁が一丸となって取り組む必要があります。

本町では、所管している担当課がそれぞれ施設の維持管理を行っていることから、施設の整備水準が統一されていません。しかしながら、本町では、公共施設配置検討委員会にて、公共施設の統廃合や跡地活用、整備の優先度等を検討しています。そのため、P26で示した通り、今後は、この公共施設配置検討委員会を活用して公共施設等を維持管理する担当課間で維持管理の状況をさらに共有し、維持管理の適正化を図ります。また、全庁的な観点から維持管理を総合的かつ計画的に進めていくための体制を構築していくことを検討します。

なお、施設ごとの長寿命化計画については、施設規模や施設内容に応じて適宜計画を定めるものとし、その際は、本計画を上位計画として策定していきます。

(2) 資産の公表の検討

本町では、「今後の地方公会計の整備促進について（平成26年5月23日総務大臣通知）」に基づき、固定資産台帳の整備を進めてきました。

公共施設マネジメントの一環として、国においても保有資産の一層の有効活用を図ることは重要であるとしています。

固定資産台帳の整備により、網羅的に把握される資産の状況を広く地域において共有し、民間事業者とも連携を図りつつ、未利用資産等の活用を進めることが重要であることから、整備した固定資産台帳について、資産の用途や売却可能区分を含めて公表することを検討します。

松崎町公共施設等総合管理計画

発行日：平成29年3月

編集・発行：松崎町

〒410-3696

静岡県賀茂郡松崎町宮内 301-1

電話：0558-42-1111（代）

FAX：0558-42-3183